

「次世代育成支援行動計画～後期計画～」の進捗状況

参考5

1. 妊娠・出産期における保護者と子どもへの支援の充実【妊娠・出産期】

★：後期計画の拡充施策、※：再掲（他の箇所にも掲載されている施策）

(1) 母子の健康の確保

妊娠・出産期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、高まる支援ニーズに対応した支援内容・体制の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開	
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開	
					取組内容 実績値	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
1	パパママ学級 [子ども家庭課]	・妊娠・出産・育児等の情報を妊婦とその配偶者へ提供することで、夫婦が協力し、安心して育児に取り組めるよう支援します。	子ども家庭課	・ニーズも高く、参加希望者も多いため、実施場所、回数等を検討し継続して実施するとともに、受講できなかったケースは、家庭訪問などを実施します。	継続 総合福祉センター11回実施。	B	56	対象者である初産婦の人数は減少傾向にあり、パパママ学級の参加組数も減少している。参加しやすい環境の整備や内容をニーズに合ったものに変更していく必要がある。	継続	母子健康手帳交付時等に啓発を行う。母子健康手帳の交付状況等より対象者の拡大や内容についての検討を今後行う。
2	マタニティ講座 [子ども家庭課]	・小児科医師による育児講演会を行い、妊婦の育児不安の解消を図ります。 ・マタニティミュージックをとり入れ、心身の安定を図ります。	子ども家庭課	・参加者の動向を踏まえ、実施回数等の検討を行います。	新規 胎教ベビーマッサージ講座に変更し、2回実施。	B	17	参加者が妊婦以外にも音楽関係者が多くんでいたため、内容を検討して、妊婦向けのベビーマッサージとして実施した。	継続	小児科医の育児講演会は再開し、会場や開催時期等を検討する。妊婦向けのベビーマッサージは今後も継続して実施していく。
3	母親学級 [子ども家庭課]	・初妊婦を対象に妊娠・出産・育児に対する知識を提供し、不安軽減に努めます。 ・妊婦同士の仲間づくりを通して、母子ともに健やかな成長を促します。 ・母親学級のつどいと同時開催も実施し、妊婦が赤ちゃんとのふれあいを体験することで、母親となる自覚を促進します。	子ども家庭課	・ニーズも高く、参加希望者も多いため、実施場所、回数等を検討し継続して実施します。また、受講できなかったケースは、家庭訪問などを実施します。	継続 総合福祉センター11コース実施。	B	298	対象者である初産婦の人数は減少傾向にあり、母親学級の参加者数も減少している。参加しやすい環境の整備や内容をニーズに合ったものに変更していく必要がある。	継続	母子健康手帳交付時等に啓発を行う。母子健康手帳の交付状況や参加者へのアンケートを基に対象者や内容についての検討を今後行う。
4	母親学級のつどい [子ども家庭課]	・母親同士の悩みを互いに解決するため、母親学級受講者に、再度仲間づくりの場を提供します。 ・育児相談を開催し、健やかな子どもの成長と母親の心身の安定を促します。	子ども家庭課	・母親学級の1プログラムとして、継続して実施します。	継続 母親学級にあわせて実施。	A	18	出産後、同じ月の母親学級に参加したメンバーで集まり、話し合える場になっている。また、育児相談・栄養相談も実施しているので育児について気になることを相談できる場でもある。産後に母子が孤立しないように人に会い、話ができる機会となるようこれからも継続していく必要がある。	継続	出産後に外出、相談できる機会を提供する。育児不安や育児負担を軽減できるよう、積極的に相談、声掛けを行う。
5	妊婦健康診査 [子ども家庭課]	・妊婦と胎児の健康管理を図るために、健康診査の公費補助を実施します。	子ども家庭課	・平成22(2010)年度末までの14回の公費補助について、継続実施を要望しつつ、制度の継続に向けて努力します。	継続 妊婦健康診査14回、検査1回、子宮頸がん検査1回、妊婦歯科健診1回、クラミジア検査1回公費補助。	A	149,960	妊婦健康診査は、平成25年度より交付税措置となったが、妊婦健康診査14回、検査1回、子宮頸がん検査1回、クラミジア検査1回は継続して実施している。妊婦歯科健診については、平成25年度より歯周病検査を加えて実施した。	継続	今後も、同枚数での妊婦健康診査の公費助成を継続し、また、母子健康手帳交付時をはじめ、様々な機会を活用し、積極的に受診勧奨を行い、安全な妊娠・出産を目指していく。
★6	家庭訪問 [子ども家庭課]	・妊産婦・新生児の家庭訪問による保健指導を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 ・妊娠・出産・子育てに際し、何らかの問題が起こる可能性の高い家庭を早期に把握し、個別対応することで育児不安を軽減し、適切な養育ができるよう支援します。	子ども家庭課	・平成21(2009)年度から実施している「乳児家庭全戸訪問事業」の訪問率の向上を図ります。 ・「未熟児訪問」の専門技術の精度向上を図ります。 ・支援を必要とするケースが増加しているため、関係機関との連携を図りながら支援を実施します。	継続 「乳児家庭全戸訪問事業」について訪問率の向上を図る。 「未熟児訪問」については、研修やケース会議によりスタッフの資質の向上を目指す。 医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図っていく。	A	15,773	「乳児家庭全戸訪問事業」において、平成22年度から25年度の訪問率は96%～99%と高率に推移している。今後も、訪問率の向上と訪問の質の向上を引き続き図っていく必要がある。 「未熟児訪問」は、1500g以下の極低出生体重児、1000g以下の超低出生体重児が増加傾向になっている。退院時の医療機関からのケース連携及び訪問看護も含めた関係機関の連携を行い、家庭での生活をサポートする体制をとっている。研修等にも積極的に参加し、訪問スタッフの質の向上に努めた。 育児支援連携事業による連絡件数はH23年度：15件、H24年度：12件、H25年度18件であった。継続した支援の必要なケースが増加している。	継続	「乳児家庭全戸訪問事業」は、今後も保健師・助産師の専門職による全戸訪問を継続する。育児不安や育児負担による継続支援の必要なケースが増加しており、継続的な訪問や育児支援サービスの利用の促進等極めてきめ細かい支援を行う。 「未熟児訪問」は、医療機関や訪問看護ステーション等の連携を図りつつ、専門的な研修やケース会議を行い、スタッフの資質向上を図っていく。 市・医療機関が育児支援の必要な家庭に対し、虐待未然防止のための共通の認識を持つことで、互いに連携を図りながら早期・タイムリーな支援を行っていく。連絡票についても引き続き活用の協力を依頼していく。
★7	産科医療の充実 [健康増進課]	・産科・周産期医療の体制の充実を図るため、地域周産期母子医療センターを整備するとともに、産婦人科・小児科等の医師確保を図ります。	健康増進課	・平成23(2011)年の独立行政法人国立病院機構東広島医療センターでの地域周産期母子医療センター供用開始に向けて準備を進めるとともに、産婦人科・小児科等の医師確保を図ります。	継続 各種補助事業等<継続>産科救急医療確保支援事業補助金、<新規>救急当直医療確保支援事業補助金及び<新規>初期臨床研修奨励金を活用することにより医師確保を図る。	A	18,444	地域的な医師の偏在化や特定の診療科に医師が集中する傾向が継続しており、産科・周産期医療や小児医療等を担う医師の確保が一段と厳しい状況となっているため、更に実効ある施策の推進が求められる。	拡充	過酷な勤務環境にある産科医や小児科医等の処遇改善を改善し、医師が就業・定着しやすい環境を整えるための支援策を講じる。

(2) 就労支援

女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側の子育て支援施策への積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く意欲のある女性への再就職を支援します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		事業費(千円)	子ども・子育て支援事業計画(H27~H31) における展開	
					取組内容	実績値				実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
8	雇用対策の推進 [産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 企業に潜在する求人の発掘と求職者の就職機会の創出を図るため、企業と求職者の対面形式による就職ガイダンス(合同企業面接会)を開催します。 求職者の円滑な就職活動を支援するため、就職活動に役立つ知識やノウハウを身につける就職支援講習会を開催します。 市役所のロビーなどにおいて、広域的な求人情報を提供します。 	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施します。 	継続	A	2,085	若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施した。 H24年度までは、リーマンショックの影響から、求人を出す企業が少なく、就職ガイダンスの参加企業集めに苦労したが、H25年度からは、景気が回復傾向となり、参加者の減少傾向がみられるようになった。	継続	雇用情勢は、景気動向と連動していることから、その都度、現状把握を行いながら、雇用機会の創出につながる各種事業を展開していくこととする。	
				就職ガイダンス(若年者対象)参加人数	206						
				若年者就職支援講習会参加人数	(廃止)						
9	職業能力の向上 [産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。 	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。 	継続	C	33	各種講座の開催にあたっては、参加者のニーズに合わせ、内容や実施方法、講師の選定など毎年度見直しをしながら実施した。	継続	「8 雇用対策の推進」に統合し、事業を実施していくこととする。	
				女性対象就職支援セミナー参加人数	6						
				若年者就職支援講習会参加人数	(廃止)						
*10	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課] 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の視点に立った制度・慣行の見直しが行われ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。 	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活等における男女共同参画・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するため、講演会やセミナーなどを通じて啓発に努めます。 	継続	A	653	<ul style="list-style-type: none"> 幅広く市民向けの啓発活動を実施していたが、対象者とテーマを絞り込み、より啓発の効果が上がるよう見直しが必要である。 ○講座の開催にあたっての周知・広報を工夫する必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するため、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民・学生へ講演会やセミナーなどを通じて啓発に努め、特に働き方の見直しが進むよう、企業等への働きかけを重点化する。 	
				広報紙への特集記事の掲載回数(年度)	4						
				講演会、セミナーの開催回数	9						
				講演会、セミナーなどの参加人数	921						
			産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。 	継続	A	185	<ul style="list-style-type: none"> 国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。 企業からの参加者数をいかに増やしていくかが、課題となっている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> セミナー、講演会等の実施にあたっては、企業が参加したくなるような内容のものを開催していくとともに、あらゆる機会を通して、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づく、男女共同参画や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進していくため、企業への啓発を進めていくこととする。 	
				女性対象就職支援セミナー参加人数	6						
				セミナー、講演会の参加者数	73						
			職員課	<ul style="list-style-type: none"> 事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。 	継続	B	-	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の部分休業取得者数、育児短時間勤務職員数は、平成22年度(10人、11人)と比較するとそれぞれ増加しているものの、一昨年度(15人、20人)からは減少していることから、さらなる制度周知の必要がある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 制度を必要とする職員が利用できるよう、これまでの取組みを強化し、あらゆる機会を通じて本人、所属長への周知を行っていく。 	
				部分休業取得者数	11人						
				育児短時間勤務職員数	15人						

2. 乳幼児期を安心して健やかに過ごすための子育て支援施策の充実【乳幼児期】

(1) 子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長・発達のために、健康診査において子どもの発育・発達の確認を行い、子どもと親の心身の健康づくりを支援するとともに、小児救急医療の情報の周知を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開		
				方針	実施方針			子ども・子育て支援事業計画 (H27～H31) における展開		
					指標	実績値		評価	事業費(千円)	実施方針
★11	乳幼児健康診査 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児に対する健康診査を行い、運動発達の遅れ、整形外科的・内科的疾患の早期発見に努めます。 適切な育児相談・栄養相談を行い、安心して育児に取り組みやすいよう支援します。 	こども家庭課	方針	継続	A	35,377	継続	乳幼児に対する健康診査を実施することで成長・発達の評価を行い、疾病等の早期発見に努め、安心して、自分らしい子育てが行えるよう支援していく。また、1歳6か月児健診、3歳児健診では発達に課題のある児の早期発見の役割も大きくなっており、保健師の研修を継続して実施していく必要がある。	
				受診率(3～4か月)	96.2%					
				受診率(1歳6か月)	93.9%					
				受診率(3歳)	94.4%					
12	健診事後教室(パオパオくらぶ他) [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 健診後、言葉や発達の遅れなど、経過観察の必要な子どもに対して、集団での関わりを通じて個々の成長を促すとともに、親に対しては、子どもの成長発達に応じたよりよい育児ができるように支援します。 	こども家庭課	方針	継続	A	1,413	継続	年々、経過観察の必要な子どもが増加しており、今後も参加者が増える可能性がある。個別に支援を行いながら、小集団に参加するこの教室は今後も継続して実施し、回数や受け入れ人数等も検討していく必要がある。	
				市内、3箇所(西条、黒瀬)で継続実施する。西条では、1歳6か月・3歳児と2クラスを1回/月実施し、黒瀬では1歳6か月クラスを1回/月としている。これら他、音楽療法の教室は、安芸津で2回/月実施する。	延べ参加人数					47回 494人
				出産後間もない時期の乳児の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、若年妊娠等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える等を理由に当該事業を利用する世帯が増えた。	継続					当該世帯へのヘルパー派遣事業終了後の切れ目のない子育て支援サービスへ繋げる必要がある。
13	子育てヘルパー派遣事業 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 児童の養育について支援が必要な世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事、育児等の援助を行うことにより、養育上の諸問題の解決及び軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援します。 	こども家庭課	方針	継続	A	747	継続	「乳児家庭全戸訪問事業」において、平成22年度から25年度の訪問率は96%～99%と高率に推移している。今後も、訪問率の向上と訪問の質の向上を引き続き図っていく必要がある。	
				「未熟児訪問」については、研修やケース会議等によりスタッフの資質の向上を目指す。	認定件数					25件
				医療機関に「育児支援連携事業」の周知を図り、支援が必要なケースの連携を図っていく。	訪問延件数					235回
★6※	家庭訪問 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦・新生児の家庭訪問による保健指導を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。 妊娠・出産・子育てに際し、何らかの問題が起こる可能性の高い家庭を早期に把握し、個別対応することで育児不安を軽減し、適切な養育ができるよう支援します。 	こども家庭課	方針	継続	A	15,773	継続	「未熟児訪問」は、1500g以下の極低出生体重児、1000g以下の超低出生体重児が増加傾向になっている。退院時の医療機関からのケース連携及び訪問看護も含めた関係機関の連携を行い、家庭での生活をサポートする体制をとっている。研修等にも積極的に参加し、訪問スタッフの質の向上に努めた。	
				「乳児家庭全戸訪問事業」について、母子保健訪問指導員を1名増員し、訪問率の向上を図る。	訪問数(述べ人数)					4,739人(5520人)
				育児支援連携事業による連絡件数はH23年度：15件、H24年度：12件、H25年度18件であった。継続した支援の必要なケースが増加している。	継続					市・医療機関が育児支援の必要な家庭に対し、虐待未然防止のための共通の認識を持つことで、互いに連携を図りながら早期・タイムリーな支援を行っていく。連絡票についても引き続き活用の協力を依頼していく。
★14	予防接種 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ポリオ・BCG・三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・風疹・麻疹・日本脳炎などの予防接種を行います。 	こども家庭課	方針	継続	A	321,333	継続	乳幼児期に接種する予防接種は高い接種率を維持している。平成25年度からBCGの接種対象年齢に変更があり、既に前年度に接種を済ませている者が対象者に含まれるため、計算上は接種率が低く出ている。	
				今年度より定期予防接種に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに加え、BCGの集団接種を廃止し、全て個別接種として実施する。	接種率(BCG)					85.3%
				今年度より定期予防接種に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに加え、BCGの集団接種を廃止し、全て個別接種として実施する。	接種率(MR(2期))					99.1%

15	離乳食教室（モグモグ教室） [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児を持つ母親に対して、早い時期から食事の大切さを理解できるよう学習の場を提供します。 ・口腔機能の発達に応じた摂食のあり方や口腔の健康について情報を提供し、歯科衛生の向上を図ります。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健診時に集団指導を実施していますが、離乳食指導はその後の具体的な体験教室と位置づけており、乳児期からの食育の推進を図ります。 	継続	総合福祉センター8回、黒瀬保健福祉センター2回、福富保健福祉センター2回、河内保健福祉センター1回、あぎつ世代間交流センター1回の計14回実施。	A	294	毎回、総合福祉センターにおいては参加希望者が多く、キャンセル待ちとなる回もある。平成24年度から回数を1回ずつ増やしてきているが、同様の状況である。	継続	参加希望者も多いことから、ニーズの高さがうかがえる。開催会場や回数を検討しながら、乳児期からの食育推進の場として、継続実施する。		
			参加組数	194組									
16	母子栄養相談事業（親子クッキング教室） [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で食事作りを楽しむ機会をつくり、幼児期からの食体験を通して、親子と家族、仲間や地域との関わりを深めて子どもの健やかな心と体の発達を促します。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所、回数等を検討し継続して実施するとともに、幼児期からの食育の推進を図ります。 	縮小	総合福祉センターなど市内6箇所計14回実施。	B	160	対象年齢を3歳以上と設定しているため、就園等により参加者が少なくなってきた。	継続	対象年齢を引き下げ、低い年齢でも体験できる内容に変更していく。また、親子で調理行うことで、食育の推進に良い機会であるので、今後も継続して実施する。		
			参加組数	82組									
17	食育の推進 [保育課・指導課]	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園において、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。 ・保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。 	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県食育推進計画に基づき、市の推進計画策定に向けて検討し、継続的に推進していくことが出来る体制を整備します。 	継続	広島県食育推進計画及び東広島市食育推進計画に基づき、各保育所ごとに食育を推進する。 ・農業体験、クッキング、歯科検診	B	2,696	公立の各保育所では、農業体験や給食参観等を通して、入所児童だけでなく保護者も対象に、食育に対する意識啓発を推進している。これら取組みは既に定着するとともに、一定の成果をあげている。	拡充	これまでの食育活動に加えて、特に自所給食の公立保育所では今後、近隣の農家から直接、給食食材を仕入れるとともに、当該生産者との交流を図るなどして、新たな食育の展開を図っていく。		
			食育の取り組み報告	-									
17	[保育課・指導課]		指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催の生涯学習フェスティバルで食育ブースを開設し、食の大切さについて参加者へ啓発します。 	継続	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。	A	63	生涯学習フェスティバルの食育ブースの開設は、保護者、地域、市民への食育啓発の場となっている。しかしながら、児童生徒が朝食を食べて登校していない現状があり、さらに食育の大切さを啓発する必要がある。	継続	生涯学習フェスティバルの食育ブースの開設を継続し、保護者、地域、市民への食育啓発の場としていく。引き続き、全ての児童生徒が朝食を食べて登校できるよう食育の大切さを啓発する。		
			生涯学習フェスティバル食育フェア参加人数(約)	522									
18	救急医療の充実と情報提供 [健康増進課]	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間の初期救急患者及び小児初期救急患者のための在宅当番医制を実施するとともに、情報を提供します。 	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・東広島地区医師会等の協力を得ながら事業を継続して実施します。 	継続	東広島地区医師会等の協力を得て診療を実施する。広報紙等を通じて市民に情報提供する。	A	50,875	医師の高齢化等により、在宅当番医制や休日診療所の運営からの離脱が生じているものの、新規で参加する当番医や出務医が多くないことから、当番医や出務医の減少が他の当番医や出務医の負担増となり、ひいては初期救急医療体制の維持が困難になりかねない状況にある。	継続	在宅当番医制や休日診療所の運営に必要とする医師を確保・維持するため、各医師会と連携し、新たな当番医や出務医の参加を募り、在宅当番医制及び休日診療所の維持・強化を図る。		
			診療日数	365									
			延べ患者数	11,550									
19	乳幼児医療公費負担 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児の健やかな育成を図るため、乳幼児が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や広報等で制度周知の徹底を図りつつ継続して実施します。 	継続	継続実施。窓口や広報等で制度内容の周知の徹底を図る。	A	316,426	県制度により実施・運営しているが、各自治体により制度の拡充が行われており、自治体間で制度の格差が生じている。制度の格差をなくすためにも県に対して年齢の拡充等を要望していくことが必要である。	継続	乳幼児等の保健の向上に寄与し、児童福祉の向上を図るとともに、子育て期における経済的負担を軽減するため今後も継続的に実施していくことが必要である。		
			受給者数(3月末現在)	12,031									
★20	子ども手当制度 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、手当を支給します。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や広報等で制度周知の徹底を図るとともに、国の制度改正等に対応して実施します。 	継続	改正児童手当法に基づき、「児童手当」として実施。	A	3,486,511	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度趣旨に基づき、適正な手当支給を行う。	継続	窓口や広報等で広く制度周知の徹底を図るとともに、新規認定時や現況届における、受給者の児童の監護状況・生計関係の確認を行い適切な手当の支給を行う。		
			受給者数(2月末現在)	15,467									
			対象児童数(2月末現在)	26,569									

(2) 保育サービスの充実

保育所適正配置基本構想に基づき、将来における地域毎の保育ニーズの過不足の見通しを踏まえて、施設の整備を推進するとともに、認定こども園をはじめとした多様な保育サービスの充実を図ります。

また、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの育ちを大切にされた保育の質や教育内容の充実を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼稚園・保育所と小学校の連携を促進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開																														
					取組内容	評価	事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開																														
									実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)																													
指 標					実績値			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)																														
★21	通常保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育します。 保育所適正配置基本構想に基づき、人口増加の可能性が高い地域については、新たな施設の整備を検討するとともに、既存施設との整合を図ります。 <table border="1"> <tr> <th colspan="4">目標事業量:通常保育事業定員数</th> </tr> <tr> <td>0～2歳児</td> <td>3～5歳児</td> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,150人</td> <td>2,900人</td> <td>4,050人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,233人</td> <td>2,937人</td> <td>4,170人</td> </tr> </table>	目標事業量:通常保育事業定員数				0～2歳児	3～5歳児	合計		平成21年度	1,150人	2,900人	4,050人		↓	↓	↓	平成26年度	1,233人	2,937人	4,170人	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所適正配置基本構想に基づき、新設、民営化、統廃合を行いながら、待機児童の解消に努めます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【目標事業量】</th> </tr> <tr> <td>保育所定員数</td> <td>4,415</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>在籍児童数(3月現在)</td> <td>4,312</td> </tr> </table>	【目標事業量】		保育所定員数	4,415	実施施設	47	在籍児童数(3月現在)	4,312	拡充	待機児童解消のため、定数増を伴う施設整備への補助及び公立保育所民営化に向けた調整等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 私立保育園整備補助⇒定員20人増 公立保育所民営化⇒定員10人増 公立保育所の定数減⇒20人減 私立保育所の新設⇒120人増 	B	2,925,780	私立保育所の誘致や既存施設の増築、私立幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけ等により、当初の目標を大きく上回る定員増を行ったものの、依然と待機児童は解消されていない。今後引き続き定員の拡充を図る必要がある。	拡充	市民アンケート調査の結果を基に確保すべき保育量を明確にし、引き続き、認可保育所に係る定員の拡充を推進するほか、これまで認可外であった小規模保育や事業所内保育等の市による認可も視野に入れながら、平成29年度末までに待機児童ゼロの実現を目指す。
目標事業量:通常保育事業定員数																																							
0～2歳児	3～5歳児	合計																																					
平成21年度	1,150人	2,900人	4,050人																																				
	↓	↓	↓																																				
平成26年度	1,233人	2,937人	4,170人																																				
【目標事業量】																																							
保育所定員数	4,415																																						
実施施設	47																																						
在籍児童数(3月現在)	4,312																																						
★22	延長保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">目標事業量:延長保育事業</th> </tr> <tr> <td>定員数</td> <td>実施施設数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,020人</td> <td>18箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,545人</td> <td>22箇所</td> </tr> </table>	目標事業量:延長保育事業			定員数	実施施設数		平成21年度	2,020人	18箇所		↓	↓	平成26年度	2,545人	22箇所	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21(2009)年度までの利用実績やニーズ調査の結果を踏まえて、平成22(2010)年度以降の廃止・拡充を検討します。 平成23(2011)年4月から新設予定の民間保育所での実施や公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【目標事業量】</th> </tr> <tr> <td>延長保育定員数</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>50,677</td> </tr> </table>	【目標事業量】		延長保育定員数	2,900	実施施設	27	延べ利用人数	50,677	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行った。 私立保育園⇒2施設・定員280人増 公立保育所⇒2施設・定員70人増 	B	94,887	延長保育については、定員数及び実施施設数ともに当初の目標を大きく上回って整備しているにもかかわらず、保護者の就労形態や勤務時間の多様化により、高まる需要に対応しきれないのが実情である。今後も引き続き、保護者のニーズを把握しながら、延長保育の充実を図る必要がある。	拡充	新設の私立保育所に対し延長保育の実施を働きかけていくとともに、特に既存の公立保育所では、市民アンケート調査の結果に基づく各地域のニーズ量に応じて、可能な限り延長保育が実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図る。					
目標事業量:延長保育事業																																							
定員数	実施施設数																																						
平成21年度	2,020人	18箇所																																					
	↓	↓																																					
平成26年度	2,545人	22箇所																																					
【目標事業量】																																							
延長保育定員数	2,900																																						
実施施設	27																																						
延べ利用人数	50,677																																						
★23	一時保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 普段、家庭において子どもを保育している保護者の病気等の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育します。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">目標事業量:一時保育事業</th> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>実施施設数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>26,600人日/年</td> <td>19箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>28,000人日/年</td> <td>20箇所</td> </tr> </table>	目標事業量:一時保育事業			日数	実施施設数		平成21年度	26,600人日/年	19箇所		↓	↓	平成26年度	28,000人日/年	20箇所	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21(2009)年度までの利用実績やニーズ調査の結果を踏まえて、平成22(2010)年度以降の廃止・拡充を検討します。 平成23(2011)年4月から新設予定の民間保育所での実施や公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【目標事業量】</th> </tr> <tr> <td>一時保育日数</td> <td>32,200</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>6,959</td> </tr> </table>	【目標事業量】		一時保育日数	32,200	実施施設	23	延べ利用人数	6,959	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけるとともに、利用実績やニーズ、地域バランス等を考慮して実施箇所の見直しを行った。 私立保育園⇒2施設増 公立保育所⇒1施設減 	B	23,620	核家族化の進展を背景に、保護者のやむを得ない都合や育児疲れ、病気等を理由に一時保育に対するニーズ量が増加する中で、一時保育日数及び実施施設数ともに当初の目標を上回って整備しているものの、依然と対応しきれないのが実情である。今後も引き続き、保護者のニーズ量を把握しながら、一時保育の充実を図る必要がある。	継続	新設の私立保育所に対し一時保育の実施を働きかけていくとともに、特に既存の公立保育所では、市民アンケート調査の結果に基づく各地域のニーズ量に応じて、可能な限り一時保育が実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図る。					
目標事業量:一時保育事業																																							
日数	実施施設数																																						
平成21年度	26,600人日/年	19箇所																																					
	↓	↓																																					
平成26年度	28,000人日/年	20箇所																																					
【目標事業量】																																							
一時保育日数	32,200																																						
実施施設	23																																						
延べ利用人数	6,959																																						
★24	特定保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な乳幼児に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">目標事業量:特定保育事業</th> </tr> <tr> <td>定員数</td> <td>実施施設数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>14人</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>15人</td> <td>3箇所</td> </tr> </table>	目標事業量:特定保育事業			定員数	実施施設数		平成21年度	14人	3箇所		↓	↓	平成26年度	15人	3箇所	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえて、公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【目標事業量】</th> </tr> <tr> <td>特定保育定員数</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>実施施設</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>139</td> </tr> </table>	【目標事業量】		特定保育定員数	20	実施施設	4	延べ利用人数	139	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえて保育園を新設する事業者に対して実施を働きかけた。 私立保育園⇒1施設増 	A	290	特定保育は、保育要件(4H/日×16日/月以上)に満たないパート勤め等の保護者に対し、当該児童を柔軟に預かるものであるが、内容的には一時保育と同じものであり、今後も引き続き、保護者のニーズ量を把握しながら、特定保育・一時保育の充実を図る必要がある。	継続	新設の私立保育所に対し一時保育・特定保育の実施を働きかけていくとともに、特に既存の公立保育所では、市民アンケート調査の結果に基づく各地域のニーズ量に応じて、可能な限り一時保育・特定保育が実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図る。					
目標事業量:特定保育事業																																							
定員数	実施施設数																																						
平成21年度	14人	3箇所																																					
	↓	↓																																					
平成26年度	15人	3箇所																																					
【目標事業量】																																							
特定保育定員数	20																																						
実施施設	4																																						
延べ利用人数	139																																						

★25	休日保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日・祝日に、保護者が就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえて、公立保育所の民営化等に伴う、新たな保育所新設にあたって、事業者を実施を働きかけます。 	<p>拡充</p>	B	1,337	<p>休日保育に係る当初の目標は達成しているものの、現状は自園の入所児童のみを対象としたものであったため、利用者数も少数にとどまっている。今後は市内全域からの受入れが可能となるよう協議・調整し、子育て世帯の誰もが気軽に利用できる保育サービスとする必要がある。</p>	<p>拡充</p> <p>保護者の就労形態や職種、勤務日等の多様化により、休日保育に対するニーズ量は確実に増加している。各保育所に対しその実施を働きかけ、保育サービスの充実を図る。</p>
				<p>【目標事業量】 休日保育定員数</p> <p>160</p>				
				<p>実施施設</p> <p>1</p>				
				<p>延べ利用人数</p> <p>2</p>				
★26	病児・病後児保育 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の児童を一時的に保育所・病院等において保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所の新設に向けて検討を行うとともに、体調不良児対応型で実施する私立保育園に補助を行います。 	<p>拡充</p>	B	19,743	<p>体調不良児対応型については、目標とする事業量を上回っているもの、実施施設数としては限られており、他園への実施を働きかけていく必要がある。病児・病後児保育室については現在、1施設しかなく、定員もわずか6人であるため、風邪等が蔓延する冬場は保育を断らざるを得ない状況にある。このため、早期に増設する必要がある。</p>	<p>拡充</p> <p>体調不良児対応型については、引き続き各保育所に対し実施を働きかけていくとともに、新たな病児・病後児保育室についても医師会等の協力を仰ぎながら、早急に増設できるよう調整を進める。</p>
				<p>【目標事業量】体調不良型保育日数 (単位：人日/年)</p> <p>4,480</p>				
				<p>体調不良型保育 実施施設</p> <p>2</p>				
				<p>体調不良型延べ利用人数</p> <p>386</p>				
				<p>【目標事業量】病児・病後児対応型保育日数 (単位：人日/年)</p> <p>1,680</p>				
				<p>病児・病後児対応型保育 実施施設</p> <p>1</p>				
★27	認定こども園の設置 促進 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全な育ちの保障と待機児童解消のため、保育所適正配置基本構想に基づいて、認定こども園設置に向けて働きかけを行うとともに、開設にあたっての側面的な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の認定こども園認定に対して支援を行うとともに、幼稚園がない地域における保育所の認定こども園化についても検討します。 	<p>継続</p>	B	87,912	<p>これまでにも各私立幼稚園との協議を進めてきており、施設整備に際してはその費用の一部を補助するなどして、徐々に認定こども園への移行が進んでいる。</p>	<p>拡充</p> <p>引き続き、認定こども園への移行を推進するとともに、幼稚園のない地域については、当該地域のニーズ等を踏まえ、公立保育所の認定こども園化についても検討していく。</p>
				<p>認定こども園箇所数</p> <p>2</p>				
28	幼稚園での預かり保育 [学事課]	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援等の観点から、通常の教育時間の終了後などに、地域の状況や保護者の要望に応じて希望する児童を対象に保育を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園における実施について、人員配置や環境整備等の課題の検討を引き続き行います。 	<p>継続</p>	C	0	<p>公立幼稚園における実施について、人員配置や環境整備等の課題の検討を行ったが実施には至っていない。</p>	<p>継続</p> <p>子ども・子育て支援新制度移行に伴い、幼保一体化の推進等、公立幼稚園のあり方を検討するなかで、引き続き併せて検討する。</p>
29	私立幼稚園就園奨励費 [学事課]	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の保護者の経済的負担軽減や公・私立幼稚園間の負担格差是正のため、私立幼稚園児の保護者に対して、所得状況に応じて保育料の減免を行い、減免分を幼稚園設置者に補助します。 ※公私立で保育料に差がある幼稚園とは異なり、保育所の保育料は各世帯毎に公私の別なく所得税額等の状況に応じて決定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、私立幼稚園児の保護者に対し、所得状況に応じ保育料の減免を行い、減免分を幼稚園設置者に補助します。 	<p>継続</p>	A	158,830	<p>私立就園奨励費の制度に基づき、私立幼稚園の保育料減免額に応じて補助金を交付している。</p>	<p>縮小</p> <p>子ども・子育て支援新制度移行に伴い、私立幼稚園が新制度に移行すれば、就園奨励費から施設型給付へとなるため、事業は縮小傾向になると想定される。</p>
				<p>就園奨励補助人数</p> <p>1,544人</p>				
★30	保育内容・幼児教育の充実 [保育課・指導課]	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活における子ども一人ひとりの発達・個性に合わせ、主体的な遊び・学びを通じた人間形成を行い、社会で生きるための基礎を養います。 ・安心して子どもを預けられる保育所・幼稚園を目指し、研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。 ・保育内容・幼児教育の充実に向けて、幼稚園・保育所・小学校間の連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加を継続するとともに、取り組み課題を整理し、さらに保育内容の充実、職員の専門性の向上を図ります。 ・公立幼稚園教職員の指導力向上を図るために、年2回の幼稚園研修の充実を図ります。 ・小1プロブレムの解消に向けて、全市民的な幼保小連携の充実を図ります。 	<p>継続</p>	A	418	<p>保育の質を高めるために基幹型子育て支援センターが主催する各種研修に多数の保育士が参加しており、専門職としての資質向上に取り組んでいる。</p>	<p>継続</p> <p>今後も基幹型子育て支援センターが主催する各種研修事業を継続するとともに、広島県保育連盟等、他の関係団体が行う研修にも幅広く参加を促進することにより、保育士の資質向上に資する。</p>
				<p>研修取り組み報告</p> <p>18</p>				
				<p>継続</p>				
				<p>幼稚園研修の実施、 幼保小連携を推進する地域（御園宇幼稚園と八本松中央幼稚園の地域）における取組とその成果の普及を行った。</p> <p>実施</p>				
<p>幼稚園研修の実施</p> <p>実施</p>	A	18	<p>幼稚園研修においては、広島女学院大学の准教授を招聘し、幼児の感性や表現力についての研修を行うことができた。今後も、内容の充実を図る必要がある。また、幼保小連携においては、幼保小連携推進地域において充実した取組を行うことができた。その取組を、他地域に広げていく必要がある。</p>	<p>継続</p> <p>幼稚園研修の実施と研修内容の充実を図る。幼保小連携を推進する地域（御園宇幼稚園と八本松中央幼稚園の地域）における取組とその成果の普及を行う。</p>				
<p>幼保小連携の実施</p> <p>実施</p>								

31	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) [こども家庭課]	・ショートステイ：保護者が疾病等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に保育を行います。	こども家庭課	・制度周知を図りつつ、児童の養育困難時のセーフティネット（安全網）として継続して実施します。	継続		249	受託先の受け入れ施設が、被虐待児童及び養育者の養育困難などの理由による措置入所児童が増加したことにより、受入不可能な事業が増えている。	継続	安定した事業実施を図るため、受入施設の拡充等を検討する必要がある。
		・トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により夜間や休日における子どもの養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを施設に通所させ、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等を行います。			児童養護施設広島新生学園（広島市）及び広島乳児院・修道院（広島市）に委託し、一時的に養育が困難となった児童の施設入所により支援を実施。	B				
		【目標事業量】 ショートステイ実施施設数 2箇所 ショートステイ利用延日数 29日			【目標事業量】 トワイライトステイ実施施設数 2箇所 トワイライトステイ利用延日数 2日					
		【目標事業量】 ショートステイ実施施設数 2箇所 トワイライトステイ実施施設数 2箇所								

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

地域の子育て支援における基幹型子育て支援センターと地域子育て支援センターの役割・機能の充実を図るとともに、子育てをしているすべての家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中できつながり合う子育て支援を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		事業費(千円)	子ども・子育て支援事業計画 (H27～H31) における展開	
					取組内容	実績値				実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
★32	基幹型子育て支援センターの運営 [保育課]	・地域における子育て支援の中核施設として、高度な相談機能を有する基幹型子育て支援センターを運営します。 ・本センターにおける機能として、相談業務のほか、地域子育て支援センターなど、相談機関間の連絡調整や子育て情報の一元提供を実施します。	保育課	・子育て支援機能全体を体系的に整理するとともに、役割分担を明確にして運営します。	継続	保育コーディネーターの養成をはじめ、保育に関する各種研修の開催や子育て情報の一元管理・提供など、保育・子育て支援に従事する側の育成強化を図った。	A	3,429	保育士等の資質向上を目的とした各種研修事業の実施をはじめ、市内に17カ所（H26.4現在）ある地域子育て支援センターの指導、育成強化、さらには地域の子育てサークル・サロン等の情報のまとめ役として機能している。	継続	引き続き、地域子育て支援事業の中核的な役割を担いながら、各子育て支援団体の活動を側面的に支援していく。
★33	地域子育て支援センターの運営 [保育課] 【目標事業量】 地域子育て支援拠点事業実施施設数 平成21年度 2箇所 センター型 10箇所 合計 12箇所 平成26年度 ひろば型 11箇所 センター型 3箇所 合計 14箇所	・子育て不安に対する相談・指導等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ・多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、相談機能の高度化を図り、関係機関との連携をよりいっそう進めます。 ・子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に3歳未満児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供します。 ・子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。	保育課	・平成22（2010）年度以降の子育て支援施設の配置について検討します。また、平成23（2011）年度新設予定の保育所へ1箇所併設するとともに、保育所や認定こども園の設置に合わせて、拡充を検討します。	拡充	地域バランスを考慮し、地域子育て支援センターの適正な配置を検討する。また、公立保育所の民営化に伴い、地域子育て支援施設の設置を促進。 ・私立保育園⇒ひろば型1施設増	A	65,868	私立保育所の協力により、地域子育て支援センターの数は年々増加しており、平成26年4月現在で17施設となっている。同様の機能を有する児童館を併せると、市内の各町に少なくとも1施設は地域子育て拠点施設を配置したこととなり、当面の政策目標を達成するに至っている。	拡充	引き続き、各保育所に対し、地域子育て支援センターの設置を促すとともに、今後は同センターが担うべき新たな子育て支援活動として「利用者支援事業」を位置づけ、当該事業の普及を図る。 ※利用者支援事業…保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談や助言、情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業をいう。
34	児童館的機能の充実 [保育課]	・地域との連携のもと、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図ります。 ・既存の児童館に加え、市市中心部における児童館的機能の充実について検討します。	保育課	・児童館に限らず子育て支援施設すべてを含めた市としての子育て支援施設のあり方を検討します。	継続	市内中心部における児童館的機能の充実のため、継続運営。（児童館は0歳から18歳まで、児童館的機能施設は3歳から小学校低学年までの子どもが対象）	B	40,558	定期的に、各種イベントやクラブを開催して多くの児童が利用している。また、小学校の長期休業中の児童の利用が多く、児童の居場所としての役割も担っている。利用者数が減少傾向にある施設もあるため、広報や周知活動に力を入れると同時に、気軽に利用できる環境づくりを行う必要がある。	継続	児童の健全な育成を支援するため、利用しやすい環境を整えながら、継続して事業に取り組んでいく。また、子育て支援施設全体の役割分担と施設の在り方について、引き続き検討を行っていく。
★35	ファミリーサポートセンターの運営 [こども家庭課]	・子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。 【目標事業量】 ファミリーサポートセンター事業 事業所数 平成21年度 1箇所 平成26年度 1箇所	こども家庭課	・さらなる事業の周知を図り、提供会員を確保するとともに、ひとり親家庭等に優先して提供会員を調整する等、ひとり親家庭等の利用支援を実施します。	継続	センターの運営と、提供会員の増加及び資質向上のための研修会を実施。また、ひとり親家庭等に優先して提供会員を調整する等、ひとり親家庭等の利用支援を実施。	A	7,205	会員数は、H19の事業開始以来、右肩上がりの増加で推移しているが、子育ての援助を行う提供会員数（116人）が、依頼会員数（419人）に比べ少ない。そのため、提供会員の増加を図るべく、事業にかかわる広報・周知活動に力を入れる必要がある。	継続	市民協働の子育てしやすいまちづくりを目指し、住民同士の子育ての助け合いをサポートする本事業について、効果的な広報・周知活動を行い、特に、提供会員数の増加を図る。

36	母子保健推進員活動 [こども家庭課]	・育児教室・育児相談、乳幼児健診介助、家庭訪問などの活動を通じ、地域における母性及び乳幼児の保健に関する問題点を把握し、適切な保健サービスを受けられるよう支援します。	こども家庭課	・母子保健推進員が設置されている地区だけでなく、各地域で展開されている特色のある子育て支援活動と母子保健推進員活動を連携させ、市全体をカバーする活動として実施します。	継続	B	1,307	育児教室・育児相談、乳幼児健診介助、家庭訪問などを実施し、特に育児教室は参加希望者が多い。 母子保健推進員：69人	継続	各地域で、自主活動を行っており、身近な子育て支援スタッフとして今後も活動を継続する。また、乳幼児健診を始めとした母子保健事業への協力は、今後も継続して依頼していく。
				活動述べ人数	1350人					
37	育児相談・育児教室 [こども家庭課]	・市民の身近な場で、育児相談を実施します。 ・母と子の交流と学習を促進する場として、各地域で育児教室を開催します。	こども家庭課	・育児不安を軽減するため、相談体制を見直ししながら、相談窓口の拡充、内容の充実を図るよう調整を行います。	継続	A	1,948	育児相談の参加人数はH22：3,190人 H23：3,784人H24：4,370人と年々利用者は増加している。相談の場であるとともに親子が気軽に集える場としての役割も担っており、ニーズが高い事業である。	継続	多様化する育児不安を軽減するため、内容や会場も検討しながら、継続して実施していく。また、地域子育て支援センターと連携し開催するなど関係機関と連携しながら、重層的な支援体制を構築する。
				育児相談参加者数	5722人					
				育児教室参加者数	1453人					
★38	保育所における子育て支援の推進 [保育課]	・園庭開放を充実させ、地域との交流を促進させます。 ・公立保育所に子育て支援担当者を配置し、相談機能の高度化を図るとともに、出前講座制度等を活用した地域における子育て支援を推進します。	保育課	・各保育所が子育て支援センターの機能を担うよう、園庭開放等の開催回数を増やします。	継続	A	0	各保育所では、定期的に園庭開放を実施しており、未就園児と入所児童の交流や親子のふれあいを深める場を提供するほか、保護者の育児相談等にも応じており、一定の成果をあげている。	継続	引き続き、定期的に園庭開放を実施するとともに、特に公立保育所では「地域子育て支援事業」の一環としてこれを位置付け、各地域の未就園児及び当該保護者に対し支援を行っていく。
				実施施設数(公立)	28					
★39	親(保護者)が子育てを学ぶ機会の拡充 [保育課]	・地域子育て支援センター等を活用し、親が子育てを学ぶ場を一連の講座形式として提供します。	保育課	・基幹型子育て支援センターと連携しながら、各支援センター等で実施している子育て講座の意義や実施方法について検討します。	拡充	A	65,868	各地域子育て支援センターでは、親子の交流を深めてもらうことを目的に趣向の凝らした各種イベントを実施しており、参加した保護者も楽しく育児を学ぶことができている。その甲斐あって、市全体における利用者数も年々増加している。	継続	地域子育て支援センターの事業目的や各種イベントの開催について積極的な広報・周知活動を行い、更なる利用者数の増加を図っていく。
				実施施設数	14					
★39	親(保護者)が子育てを学ぶ機会の拡充 [生涯学習課]	・「子育て講座」では、乳幼児の発育と健康について、乳幼児の食事、子育てQ&A、育児相談等、「楽しく子育てしま専科」では、子育ての楽しさ、喜びを広めるため手遊び等を保育士が指導、子育ての悩みや不安について保育士による相談等を行う。	生涯学習課	・親が子育てを学ぶ場を広く提供するために、講座を近くの公民館や集会所、個人宅等でも実施します。子連れでも受講できるよう検討します。	継続	A	0	■H25実績 子育て講座 0回 0人 楽しく子育てしま専科 12回 255人 子育て講座については、平成25年度に開催実績がなかったため、内容を見直していただく必要がある。	継続	出前講座利用者の増加を目指し、市民に対する広報を強化するとともに、講座の内容の見直しや新規講座の開設を関係課に呼び掛ける。
				参加人数	255人					
40	子育て講座の開催 [青少年育成課]	・共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくることともに、子どもの興味や関心についての理解を深めるため、子育て講座を、年間8回開催します。	青少年育成課	・子育て相談とともに、互いに意見交流やアドバイスをできるように関心の充実を図ります。	継続	A	63	毎回、募集開始とともに申し込みが集中し、開始当日の内に定員に達している状況。講座の開催により、教育相談や子育て相談の存在を知る利用者も多いと思われる。	継続	親子のふれあいを目的として、簡単な創作活動や英語活動に加えて、遊びを通じたものづくりや屋内外での活動を企画・立案していく。
				参加家族	114					

3. 子どもの教育環境の整備と子ども自身の育ちへの支援【小学生期】

(1) 子どもの健やかな成長の支援と教育環境の整備

学校と家庭、地域の連携により、特色ある学校づくりや教育環境の整備を進めるとともに、子どもの心の問題の解決に向けた相談体制の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25		事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針	取組内容		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開	実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
41	マイタウンティーチャー [指導課]	・各学校が地域の人材をマイタウンティーチャーとして招聘し、児童の興味関心や課題意識に応じた教育活動を行うとともに、特色ある学校づくりを進めます。	指導課	・学校からの依頼に対して充実した対応が図れるよう、人材登録の整理を行います。	継続	A	3,003	マイタウンティーチャーの活用については、各校で専門的な地意識や技能等をもっている地域人材を発掘しており、各小中学校の特色ある学校づくりの推進、児童生徒の教育活動の充実及び教職員の指導力の向上等につながっている。 課題は、学校のニーズに対応できる予算が確保できていないことである。	継続	今後も、さらなる特色ある学校づくりの推進、児童生徒の教育活動の充実及び教職員の指導力の向上を図るため、マイタウンティーチャーの活用の拡充を図る。
				延べ派遣人数	延べ派遣人数1502人					
★42	学校支援地域本部事業 [青少年育成課]	・地域全体で学校教育を支援する体制づくりをモデル事業を通して検証していきます。	青少年育成課	・モデル事業の成果と課題を検証し、これまで取り組んできた学校支援ボランティアの個々の取り組みの充実を図っていきます。	廃止	-	-	廃止	【廃止理由】 各地域において住民自治協議会等のそれに代わる組織ができたため。	
				登録ボランティア数						

★43	読書活動の推進 [指導課]	・朝の読書をはじめとする、読書活動の充実を図ることにより、豊かな創造力、感じる心の育成を図ります。	指導課	・読書活動推進員設置の取組みを拡充するとともに、蔵書管理のデータベースを活用した取組みを促すことにより、子どもたちの読書活動の充実を図ります。	継続	C	22,672	中学校の市内14校すべてに読書活動推進員を配置できたが、小学校には全く読書活動推進員を配置できていない。小学校では、学級担任の傍ら、学校図書館の管理及び読書推進に追われるため、学校図書館の充実を図ることが困難である。よって、読書活動推進のため、小学校においても推進員の配置が必要である。蔵書管理のデータベース化は、市内小中学校49校すべてに使用継続できている。データベース化により、適切な図書管理及び図書購入に係り、迅速に対応できている。	継続	市内小中学校の学校図書館における読書活動の推進のためにも、読書活動推進員の配置の拡充を図る。蔵書のデータベース化においては、引き続き使用の継続を図る。また、中学校においては、読書活動推進員の配置により、調べ学習の充実が図られる。各中学校における図書資料の有効的な活用のために、横断検索ができるシステムの導入が必要である。
				学校図書館(小学校)における貸出冊数	一人当たりの平均貸出冊数21冊					
				学校図書館(中学校)における貸出冊数	一人当たりの平均貸出冊数16冊					
44	心の教育ホームサポーター [青少年育成課]	・学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 ・地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。	青少年育成課	・問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。	継続	B	6,700	課題がある家庭を支援するため、家庭訪問だけに特化されているため、効果的な活用となっていない面がある。不登校児童生徒を対象とした「夢・ふれあいキャンプ」に参加した児童生徒が、夏休み後に学校復帰した者が多く、一つのきっかけとなっている。	廃止	平成26年度より、心のサポーターの事業にホームサポーターの機能を盛り込む。
				児童生徒の支援(訪問、面接、関係機関連携)回数	67					
				ロングキャンプ参加人数	8					
★45	学校生活相談 [青少年育成課]	・不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。	青少年育成課	・小学校における問題行動の増加を受けて、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。 ・3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。	継続	A	13,899	全中学校にメンタルアドバイザーが派遣され、生徒・保護者との相談業務等を行った。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)を設置し、学校復帰を目指して児童・生徒が活動した。ほとんどの児童生徒は、1年以内に登校できるようになっている。不登校サポートセンターでは不登校で悩む保護者への相談業務を行い、家庭と一緒に、学校復帰を目指す児童生徒の後押しとなった。	拡充	平成26年度より、メンタルアドバイザーに変わり、心のサポーターを全小中学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員との相談業務の充実を図る。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)と保護者、学校が密な連携を図り、児童生徒の学校復帰に向けた取組を進める。
				メンタルアドバイザー配置中学校数	14					
				適応指導教室設置箇所	3					
				不登校児童生徒数	122					
46	情報リテラシー(活用能力)に関する教育の充実 [青少年育成課]	・親のあり方講演会、青少年育成リーダー研修会などにおいて、インターネット・携帯電話の危険性やその対策について触れ、家庭における使い方について啓発を行います。	青少年育成課	・インターネット・携帯電話の利用状況と学校裏サイトなどの実態を把握しながら、実施内容や回数を検討して実施します。	継続	A	0	大学準教授や警察署青少年育成官を講師として招聘し、研修会及び講演会において研修を行った。	継続	昨今の携帯端末やゲーム機器における有害サイトへの接続や書き込みによる誹謗中傷の事案に対応していくよう取り組む。
				教職員研修実施回数	1					
				講演会実施回数	1					
★47	子どもの健康・体力づくり [指導課・スポーツ振興課]	・体育科学習をはじめ、学校教育活動全般を通して、運動好きな子どもの育成を図ります。 ・子どもの生活に遊びが取り戻せるよう地域の指導者とともに行事を開催します。	指導課	・新学習指導要領で示してある「体づくり運動」の一層の充実とともに、生涯体育に根ざした取り組みの充実を図ります。	継続	B	190	学習指導要領で示している「体づくり運動」の充実を図ることができ、本市の小中学校の体力は全国平均より上回ることができた。しかしながら、女子児童生徒の運動離れは今後の課題であり子どもの二極化改善、生涯体育推進に向けた取組をさらに充実させる必要がある。	継続	運動する子どもとそうでない子どもがいる運動の二極化の現状を改善するために、体育向上応援プロジェクト事業を展開し、体育科・保健体育科授業・食育の実践を生かし、健康に配慮するとともに運動に親しむ資質の育成を図るための取組を充実させる。
				研修会等実施回数	2					
				研修会等参加延べ人数	40					
			スポーツ振興課	・市と地域のスポーツ組織が連携して、子どもの体力向上を図ります。	継続	B	0	近年、週休2日の定着や土曜日授業の実施により希望校が減少傾向にあり、今後の事業の方向性を検討する必要がある。	継続	運動遊びを通して、体力や運動能力を育てるとともに体を動かして遊ぶことの楽しさを体験させる。また、異年齢集団での活動を通して、仲間や地域とのつながりを強化することを旨とする本事業について、時間や場所等を現行の方法にこだわることなく、より効果的な実施方法を検討し、開催回数および参加者の増加を図る。
				参加者数	199					
				開催回数	4					

17※	食育の推進 [指導課]	<ul style="list-style-type: none"> 学校における教育活動全般を通して、子どもへの食に関する指導の充実を図ります。 保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。 	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 市主催の生涯学習フェスティバルで食育ブースを開設し、食の大切さについて参加者へ啓発します。 	継続	A	337	食育推進校の取組を市内各校に周知することができた。また、地場産物を活用しての「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、生徒に地産地消の意義を学ばせるとともに、他校の生徒との交流を通して、市全体の食育の向上を図ることができた。	継続	食育推進校での取組は、体力向上応援プロジェクト事業に引き継いで継続するものとする。また、引き続き地場産物を活用しての「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、生徒に地産地消の意義を学ばせるとともに、実施内容を充実させ、市全体の食育の向上を図る。	
				食育フェア参加人数(約)	522						
				食育推進校数	2						
★20※	子ども手当制度 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う子どもの育ちを支えるため、手当を支給します。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や広報等で制度周知の徹底を図るとともに、国の制度改正等に対応して実施します。 	継続	A	3,486,511	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度趣旨に基づき、適正な手当支給を行う。	継続	窓口や広報等で広く制度周知の徹底を図るとともに、新規認定時や現況届における、受給者の児童の監護状況・生計関係の確認を行い適切な手当の支給を行う。	
				受給者数(2月末現在)	15,467						
				対象児童数(2月末現在)	26,569						
31※	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイ：保護者が疾病等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や乳児院で一時的に保育を行います。 トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により夜間や休日における子どもの養育が困難となった場合に、一定期間、子どもを施設に通所させ、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等を行います。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 制度周知を図りつつ、児童の養育困難時のセーフティネット(安全網)として継続して実施します。 	継続	B	249	受託先の受入れ施設が、被虐待児童及び養育者の養育困難などの理由による措置入所児童が増加したことにより、受入不可能な事案が増えている。	継続	安定した事業実施を図るため、受入施設の拡充等を検討する必要がある。	
				児童養護施設広島新生学園(東広島市)及び広島乳児院・修道院(広島市)に委託し、一時的に養育が困難となった児童の施設入所により支援を実施。	【目標事業量】 ショートステイ実施施設数						2箇所
					ショートステイ利用延日数						29日
					【目標事業量】 トワイライトステイ実施施設数						2箇所
					トワイライトステイ利用延日数						2日
					【目標事業量】 ショートステイ実施施設数 平成21年度 2箇所 平成26年度 2箇所						【目標事業量】 トワイライトステイ実施施設数 平成21年度 2箇所 平成26年度 2箇所

(2) 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブや放課後子ども教室、その他地域における様々な体験を行う取り組みが連携しながら、地域社会の中で放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25		事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針	事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開		
					取組内容 実績値			評価	実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
★48	父親の家庭教育参加促進事業 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育セミナー等の講座を開催します。 父親の子育てに対する意識を高めるために、親子参加型の体験講座を開催します。 おやじの会の設立や活動を支援します。 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 広く父親の家庭教育参加を推進できる事業の展開を検討します。 	継続	A	117	開催回数27回、参加者数781人 事業費117千円(講師謝礼69,000円+託児47,500円) 市民・職員を対象に学習プログラムを展開するファシリテーターの資格取得を進めている。(現在、有資格者52名)	継続	生涯学習センターの生涯学習推進員等への資格取得を進めるとともに、経験豊富な職員とペアでプログラムを実施し、経験を積んでいく必要がある。
				「親の力」をまなびあう学習プログラム参加人数	781人					
	「家族で挑戦！野っばら探検講座」の開催 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 自然への接し方、楽しみ方、学び方について、親子参加型の体験講座を開催します。 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 自然に触れる機会がどんどん減っている子ども達のために自然との接し方、楽しみ方を教える体験講座を実施します。 	廃止	-	0	講座に対して申込者が少なく、開講にいたらない。	廃止	講座に対して申込者が少なく、開講にいたらないため、廃止する。
49	ふれあい土曜日講座の開催 [青少年育成課]	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学生に参加を呼びかけ、様々な体験活動を充実させ、心を豊かに育むため、ふれあい土曜日講座を年間を通して、月1回開催します。 	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日を利用して、子どもたちが希望する遊びや体験プログラムを今後も継続して提供します。 	継続	A	91	ほぼ毎回、定員に近い申し込みがあり、抽選になる講座もある。講座の開催により、教育相談や子育て相談の存在を知る利用者も多いと思われる。	廃止	他の事業内容として実施するため。
				参加人数	189					

4. 子どもの自立支援と次代の親の育成【中・高校生期】

(1) 次代の親の育成

次代の親となる世代に対して、親の役割、子育ての意義、男女がともに協力して家庭を築くことの重要性について理解を深める機会と、自立した個人として社会の一員となる機会の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開		
					取組内容	実績値			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)	
					指標	実績値	事業費(千円)				
54	青少年のための子育て体験学習 [青少年育成課・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 青少年を対象として、乳幼児とふれあう学習プログラムの開発・活用を検討するとともに、保育所との連携のもと、子育て体験学習を実施します。 	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う青少年にボランティア活動体験を実施することは、大変貴重な体験学習の場であるため、今後も、企画内容の充実を図ります。 	継続	継続	A	42	参加者の感想では、おおむね満足している意見が多いが、日程の都合上実習期間が2日間しかとれず、もっと長く実習したいという意見が出ている。	継続	従来通り
			保育課	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施するとともに、参加者を増やす取り組みを検討します。 	継続	中学校体験学習、西条農業高校ボランティア実践塾など、積極的に体験保育の場を提供。	A	0		近隣の中学校や高校の依頼を受け、積極的に生徒の保育自習を受け入れている。生徒のみならず、入所児童にとっても異世代と交流する貴重な機会であり、子どもの成長、情操教育に役立っている。	継続
55	勤労体験・社会体験の充実 [指導課]	<ul style="list-style-type: none"> 中学生が、働くことの意義や社会人としての生き方を学ぶキャリア・スタート・ウィーク(5日間の職場体験学習)を実施します。 	指導課	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ先の企業と連携を図りながら、継続して実施します。 	継続	職場体験学習連続5日間(キャリアスタート・ウィーク)を実施する。	A	413	市内全中学校14校が職場体験学習連続5日間を実施している。実施時期が重なっている学校があり、職場体験先の確保に課題がある。	継続	中学校において職場体験活動を重点的に推進することとしている。職場体験活動は、小学校・中学校・高等学校における生徒の発達段階に応じた系統的な体験活動であり、キャリア教育の視点からも重要な役割を果たすものと位置付けられていることから、継続していく。また、広島大学と連携し、特別支援学級に在籍する生徒の職場体験活動を実施・継続する。
				<ul style="list-style-type: none"> 実施した中学校数 参加人数 	14	1650					
56	青少年サミットの開催 [青少年育成課]	<ul style="list-style-type: none"> 青少年自身が抱える悩みや不安、将来の夢について同世代の青少年が意見交流できる場を設定し、互いに高め合い、成長していこうとする意欲を高めます。 	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 青少年自身が、悩みや不安、将来の夢について意見交流できる場を設定し、互いに高め合い、成長していこうとする意欲を高めます。 	廃止		-		廃止	【廃止理由】 青少年サミットと限定することなく事業内容の見直しを行うため。	
57	青少年のボランティアの推進 [青少年育成課]	<ul style="list-style-type: none"> 各種体験講座における中・高校生のボランティア活動を推進します。 活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術を習得し、地域の活動の推進役としての活用を図ります。 	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う青少年にボランティア活動体験を実施することは、大変貴重な体験学習の場であるため、今後も、企画内容の充実を図ります。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の社会参加活動への参加促進を目的として保育所におけるボランティア活動を実施した。 児童青少年センターの主たる利用者である児童青少年自身がゆる〜すふる・チャレンジャー会議として、施設の運営に対する意見を述べ、事業の企画や準備、実施の中心となることにより、児童青少年の自主性を促進する。 	A	387	【チャレンジボランティア】 参加者の感想では、おおむね満足している意見が多いが、日程の都合上実習期間が2日間しかとれず、もっと長く実習したいという意見が出ている。	継続	従来通り
				チャレンジボランティア参加人数	28						
				ゆる〜すふる・チャレンジャー会議委員人数	26						
58	ボランティア活動の支援 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 平成14(2002)年度より「ボランティア総合窓口」内に「ボランティア活動支援センター」を開設し、相談及びコーディネート事業、団体の活動拠点として活用他、ボランティア活動の活性化を総合的に支援します。 	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動の充実によりさらなる活用を図ります。 	継続	ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行う。	A	551	減少傾向にあった相談件数が、平成25年度においては増加しており、過去の水準に戻っている。より適切なコーディネート、相談業務が出来るよう、ボランティアに関する情報の収集力を向上させる必要がある。	継続	ボランティアに関する情報を効率的に収集するネットワークを構築することや、相談員の質と量を上げることで、センターとしての機能を向上させるとともに、市民に広報していく。
				相談件数	102件						

50※	来てみていろいろ体験講座（中学生・高校生） [生涯学習課]	・地域と学校が連携しながら、自然体験活動やスポーツ・文化体験活動など、様々な取り組みを、公民館等を拠点として計画的に実施します。	生涯学習課	・子どもたちが体験活動を通してたくましく成長するように、広報活動も工夫しながら、公民館をはじめとする社会教育施設で開催します。	継続	B	596	小学生を対象とした講座が主となり、中学生・高校生を対象とした講座を行うよりは、異年齢が交流できる講座を展開する方が好ましい。	継続	生涯学習センター及び地域センターの職員を対象に研修を行い、より効果的な講座の展開を図る。
				開催回数	235回					
52※	学習成果の活用支援（中学生） [生涯学習課]	・生涯学習の基礎づくりと学校週5日制への対応を目的に、市内全生徒に「5日制ノート（ジュニアパスポート）」を配布し、地域行事への参加や体験活動、部活動と大会記録、読書記録も含め、積極的な活用を推進します。	生涯学習課	・在籍生徒数の10%の申請を目指します。	継続	C	1,518	市内生徒数4,854人に対して申請者数33人と、在籍生徒数に対する申請率が1%にも満たない状況であるため、目標値を達成するために、ジュニアパスポートの活用を普及させていく必要がある。	継続	ジュニアパスポートの活用の仕方を周知するとともに、記念品等の見直しを行い、より魅力的なサービスへと改善する。
				ジュニアまなびすと賞申請者数	33人					
34※	児童館的機能の充実 [保育課]	・地域との連携のもと、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図ります。 ・既存の児童館に加え、市中心部における児童館的機能の充実について検討します。	保育課	・児童館に限らず子育て支援施設すべてを含めた市としての子育て支援施設のあり方を検討します。	継続	B	40,558	定期的に、各種イベントやクラブを開催して多くの児童が利用している。また、小学校の長期休業中の児童の利用が多く、児童の居場所としての役割も担っている。利用者数が減少傾向にある施設もあるため、広報や周知活動に力を入れると同時に、気軽に利用できる環境づくりを行う必要がある。	継続	児童の健全な育成を支援するため、利用しやすい環境を整えながら、継続して事業に取り組んでいく。また、子育て支援施設全体の役割分担と施設の在り方について、引き続き検討を行っていく。
				利用児童数（黒瀬）	8763					
				利用児童数（安芸津）	5820					
				利用児童数（フランコ）	9619					

(2) ところと体の健康づくり

学校、家庭、地域、関係機関等との連携のもと、思春期特有の健康や性、こころの問題に適切な対応ができるよう取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		事業費(千円)	子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開	
					取組内容	実績値				実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
44※	心の教育ホームサポーター(中学生) [青少年育成課]	・学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 ・地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。	青少年育成課	・問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。	継続	B	6,700	課題がある家庭を支援するため、家庭訪問だけに特化されているため、効果的な活用となっていない面がある。不登校児童生徒を対象とした「夢・ふれあいキャンプ」に参加した児童生徒が、夏休み後に学校復帰した者が多く、一つのきっかけとなっている。	廃止	平成26年度より、心のサポーターの事業にホームサポーターの機能を盛り込む。	
				児童生徒の支援(訪問、面接、関係機関連携)回数	67						
				ロングキャンプ参加人数	8						
★45※	学校生活相談 [青少年育成課]	・不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。	青少年育成課	・小学校における問題行動の増加を受けて、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。 ・3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。	継続	A	13,899	全中学校にメンタルアドバイザーが派遣され、生徒・保護者との相談業務等を行った。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)を設置し、学校復帰を目指して児童・生徒が活動した。ほとんどの児童生徒は、1年以内に登校できるようになっている。不登校サポートセンターでは不登校で悩む保護者への相談業務を行い、家庭と一緒に、学校復帰を目指す児童生徒の後押しとなった。	拡充	平成26年度より、メンタルアドバイザーに変わり、心のサポーターを全小中学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談業務の充実を図る。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)と保護者、学校が密な連携を図り、児童生徒の学校復帰に向けた取組を進める。	
				メンタルアドバイザー配置中学校数	14						
				適応指導教室の設置箇所	3						
				不登校児童生徒数	122						

59	心の教育の推進 [青少年育成課]	・非行からの更生や自立など実際に経験した社会人が直接中学生に訴える講演会などを実施し、市内中学生の豊かな心の教育の充実を図ります。	青少年育成課	継続	スーパー講師として各界から著名な講師を招き、中学生の豊かな心を育み、教育の充実を図る目的で講演会を開催する。今年度は3時間 4校を予定している。	B	48	事業費の関係もあり、事業自体の質・回数を一定レベル確保することが難しい状況にある。	継続	講師の選定や市内の学校等の実情を踏まえ、適切に講師を選定し、派遣をすることによって効果を上げていきたい。
				講演会実施回数	1					
60	健康教育の充実 [青少年育成課・指導課]	・喫煙、飲酒、薬物乱用の防止のため、有害な環境を取り除くとともに、情報提供に努め、健康づくりを促進します。 ・心や体の発達や性に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供します。	青少年育成課	継続	子どもたちの健康に関する学習内容について、保健体育や学級活動の時間に発達段階に合わせて、適正に指導する。中学校は、必ず指導しなくてはならない。小学校においては、実態に応じて指導する。	A	0	指導課・学事課とも連携し、子どもたちの健康に関する学習内容について、保健体育や学級活動の時間に発達段階に合わせて、適正に指導してきた。問題行動の減少にはつながっているが、予断を許さない状況は依然としてある。	継続	従来通り
				学校での健康教育の実施学校数	49					
			指導課	継続	各学校における「保健分野」の学習を充実していきけるように、今後も各校の取り組みを確認し、指導します。	A	0	各校における保健学習は、全ての学校において実施され、児童生徒が実践的、科学的に健康について学ぶことができた。		
				「保健分野」授業の適切な時間数実施校	49					
61	問題行動に対する地域連携推進事業 [青少年育成課]	・家庭、学校、地域を軸に関係機関との連携により、問題行動に対する学校支援チーム会議を組織して、青少年の問題行動を防止し、健全育成を図ります。	青少年育成課	継続	問題行動に対するチームを組織して、スーパーバイザーの派遣も含めて中学校区の状況に応じてチーム会議を実施し、青少年の問題行動の防止に努める。今年度は川上小学校、平岩小学校で実施する。	A	688	関係専門機関や地域と学校が一体となってチームを編成することによって、地域ぐるみで児童生徒を見守り、育成することができるようになり、その取組を市全体に普及することによって、市内における暴力行為や不登校の数値が減少傾向に転じたことが大きな成果であった。しかし、平成26年度は、国の予算額が大幅に減少した。	廃止	【廃止理由】 本事業の実施を期待したが、平成26年度は国からの予算措置がなかったため。
				サポート会議校設置数	2					
17※	食育の推進 [指導課]	・学校における教育活動全般を通して、児童へ食に関する指導の充実を図っていきます。 ・保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発していきます。	指導課	継続	食育に関する展示コーナー、体験コーナーを設け、食育の大切さを啓発する。 食育推進校における取組を支援する「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、食育推進を図り、その取組を普及する。	A	337	食育推進校の取組を市内各校に周知することができた。また、地場産物を活用しての「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、児童生徒に地産地消の意義を学ばせるとともに、他校の生徒との交流を通して、市全体の食育の向上を図ることができた。	継続	食育推進校での取組は、体力向上応援プロジェクト事業に引き継いで継続するものとする。また、引き続き地場産物を活用しての「作って！食べよう！弁当DAY！」を実施し、生徒に地産地消の意義を学ばせるとともに、実施内容を充実させ、市全体の食育の向上を図る。
				生涯学習フェスティバル食育フェア参加人数(約)	522					
				食育推進校数	2					
★47※	子どもの健康・体力づくり [指導課・スポーツ振興課]	・保健体育科の学習をはじめ、学校教育活動全般を通して、運動好きな子どもの育成を図ります。 ・子どもの生活に遊びが取り戻せるよう地域の指導者とともに行事を開催します。	指導課	継続	運動部活動への支援の充実を図る。	A	20,053	運動部活動の充実が図れるように部活動指導者研修会を開催し、適切な指導によって、充実した部活動指導が実施できるよう指導力の向上を図った。全国大会に出場した中学生が58名と増加し、豊かな経験を積む機会となった。	継続	部活動指導者研修会を開催し、効果的かつ適正に部活動が実施されるように指導していく。また、全国大会で活躍できる中学生への支援の充実を図る。
				全国大会出場校数	6校					
			全国大会出場者数	58名						
			スポーツ振興課	継続	子ども遊び場の提供（サタデー！外で！遊ぼうDAY！の開催）年間4回開催予定。（郷田・三津・板城・中黒瀬）	B	0	近年、週休2日の定着や土曜日授業の実施により希望校が減少傾向にあり、今後の事業の方向性を検討する必要がある。		
				参加者数	199					
				開催回数	4					
				継続	運動遊びを通して、体力や運動能力を育てるとともに体を動かして遊ぶことの楽しさを体験させる。また、異年齢集団での活動を通して、仲間や地域とのつながりを強化することを旨とする本事業について、時間や場所等を現行の方法にこだわることなく、より効果的な実施方法を検討し、開催回数および参加者の増加を図る。					

5. 若い世代の自立支援と地域活動への参加の促進【大学生・若年期】

(1) 若い世代のための自立支援

将来の職業を自らの意志と責任で選択することができ、専門的な知識や技能の習得に励むことができるような環境を整備するとともに、若い世代が性別に関わらず多様な生き方を選択できるような意識啓発を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開	
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開	
					取組内容	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
★62	雇用の創出 [産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地の促進、新事業創出や市場開拓などの支援を通じて、雇用・就業の場の確保に努めます。 	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 新たな産業団地を整備し、引き続き企業立地を促進します。 産学金官連携、中小企業の事業高度化などを図り、雇用・就業の場の確保に努めます。 	継続	A	10,975	<p>本市立地企業の経営者等を対象とした東京及び大阪における連絡協議会を開催し、この協議会での情報交換により人的ネットワークの構築はできている。また、企業誘致を目的としたビジネスイベントに本市が出席することで、本市の魅力や強みを発信することはできた。しかし、市内公的産業団地全体の分譲率が97%を超えており、進出意向を持った新たな企業や地域中小企業の拡張の需要に十分応えられない状況から、新たな産業団地を整備し、産業構造の複層化を目指した成長産業等を含めた企業誘致が必要である。</p> <p>また、中小企業の研究開発や販路拡大を支援することで、本市の工業製品等の情報発信力の強化に繋がっているものの、更に成果(事業化に至った案件)を増やしていくため、産学金官それぞれの組織が持つ特有の機能を効果的に活用しながら、連携を強化していく必要がある。</p>	継続	<p>平成29年度分譲開始を予定している新たな産業団地へ企業立地を促進するため、これまで実施している東京及び大阪の連絡協議会を引き続き開催し、これまで以上に情報交換ができる場として活用するため、ネットワークの充実、強化を図る。</p> <p>また、本市での魅力を発信するシティプロモーションの場として、引き続きビジネスイベント等に出席し、企業情報の収集を図りつつ、企業誘致活動を推進する。</p> <p>新事業の創出や市場開拓の支援については、新産業創造センターを拠点とした中小企業の研究開発や販路拡大を促進するとともに、地域の産学金官ネットワークの強化を図る。</p>
				立地企業数	3					
				共同研究助成件数	3					
8※	雇用対策の推進 [産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 企業に潜在する求人の発掘と求職者の就職機会の創出を図るため、企業と求職者の対面形式による就職ガイダンス(合同企業面接会)を開催します。 求職者の円滑な就職活動を支援するため、就職活動に役立つ知識やノウハウを身につける就職支援講習会を開催します。 市役所のロビーなどにおいて、広域的な求人情報を提供します。 	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施します。 	継続	A	2,085	<p>若年求職者の早期就職を図るため、関係機関と連携を図り、求職活動に必要な支援や合同企業面接会の開催、求人情報の提供など、雇用機会の創出に係る事業を実施した。</p> <p>H24年度までは、リーマンショックの影響から、求人を出す企業が少なく、就職ガイダンスの参加企業集めに苦労したが、H25年度からは、景気が回復傾向となり、参加者の減少傾向がみられるようになった。</p>	継続	<p>雇用情勢は、景気動向と連動していることから、その都度、現状把握を行いながら、雇用機会の創出につながる各種事業を展開していくこととする。</p>
				就職ガイダンス(若年者対象)参加人数	206					
				若年者就職支援講習会参加人数	(廃止)					
9※	職業能力の向上 [産業振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。 	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 求職者の職業能力向上を図るため、関係機関と連携し、職業能力開発のための各種講座の開催を支援します。 	継続	C	33	<p>各種講座の開催にあたっては、参加者のニーズに合わせ、内容や実施方法、講師の選定など毎年度見直しをしながら実施した。</p>	継続	<p>「8 雇用対策の推進」に統合し、事業を実施していくこととする。</p>
				女性対象就職支援セミナー参加人数	6					
				若年者就職支援講習会参加人数	(廃止)					

*10※ 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課]	人権推進課	・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点にたった制度・慣行の見直しを図られ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。	継続	男女共同参画のまちづくり講座などの各種講座を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開設する。	A	653	○幅広く市民向けの啓発活動を実施していたが、対象者とテーマを絞り込み、より啓発の効果が上がるよう見直しが必要である。 ○講座の開催にあたっての周知・広報を工夫する必要がある。	継続	○男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民・学生へ講演会やセミナーなどを通じて啓発に努め、特に働き方の見直しが進むよう、企業等への働きかけを重点化する。
			広報紙への特集記事の掲載回数（年度）	4					
			講演会、セミナーの開催回数	9					
			講演会、セミナーなどの参加人数	921					
	産業振興課	・国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。	継続	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。	A	185	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。企業からの参加者数をいかに増やしていくかが、課題となっている。	継続	セミナー、講演会等の実施にあたっては、企業が参加したくなるような内容のものを開催していくとともに、あらゆる機会を通じて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づく、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくため、企業への啓発を進めていくこととする。
	女性対象就職支援セミナー参加人数		6						
	職員課	・事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。	継続	特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行います。	B	-	アンケート調査では、出産・育児関連制度を利用しにくいと感じる職員が依然として多く、引き続き所属長や所属職員への意識啓発が必要である。	継続	制度を必要とする職員が利用できるよう、これまでの取組みを強化し、あらゆる機会を通じて本人、所属長への周知を行っていく。
	部分休業取得者数		16人						
	育児短時間勤務職員数	15人							

(2) 地域活動への参加の促進

大学生や若い世代の人が地域の担い手として、子育て支援をはじめとする様々な地域活動に積極的に参加することができるよう、活動の充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		事業費(千円)	子ども・子育て支援事業計画 (H27~H31) における展開	
					取組内容	実績値				実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
63	地域における活動の支援 [保育課]	・若い世代が子どもに関わるボランティア等の活動の幅を広げることができるよう、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。 ・保育所等、既存施設においてこれら若い世代の活動を受け入れる体制を構築していくことを検討します。	保育課	・基幹型子育て支援センター、各地域子育て支援センター等を通じた支援のあり方を体系的に整理し、側面的支援の充実を図ります。また、自主的な活動が促進され、まちづくり活動にもつながるよう、地域政策課とも連携をとりながら進めます。	継続	基幹型子育て支援センター、各地域子育て支援センター等を通して、子育てサークルの支援を推進。	A	0	基幹型子育て支援センターにおいて、子育てサークルやボランティア等の活動に係る情報を一元管理し、保護者に広く周知するほか、地域子育て支援センターとも連携を取りながら、地域保育の活性化を支援している。	継続	引き続き、基幹型子育て支援センター等の行政機関が側面的に関与、支援することによって、子育てサークル等の更なる活動を促進し、地域における保育機能の向上を図っていく。
50※	来てみているいろいろ体験講座 [生涯学習課]	・各種体験講座における大学生等のボランティア活動を推進します。 ・活動を通してボランティアやジュニアリーダーとしての必要な知識や技術を習得し、地域の活動の推進役としての活用を図ります。	生涯学習課	・子どもたちが体験活動を通してたくましく成長するように、広報活動も工夫しながら、公民館をはじめとする社会教育施設で開催します。	継続	生涯学習センター及び地域センターにおいて、文化体験講座をはじめ、自然体験や生活体験学習などの講座を実施	B	596	小学生を対象とした講座が主となり、中学生・高校生を対象とした講座を行うよりは、異年齢が交流できる講座を展開する方が好ましい。	継続	生涯学習センター及び地域センターの職員を対象に研修を行い、より効果的な講座の展開を図る。
58※	ボランティア活動の支援 [生涯学習課]	・平成14(2002)年度より「ボランティア総合窓口」内に「ボランティア活動支援センター」を開設し、相談及びコーディネート事業、団体の活動拠点として活用他、ボランティア活動の活性化を総合的に支援します。	生涯学習課	・広報活動の充実によりさらなる活用を図ります。	継続	・ボランティア活動支援センターを中心に学習機会の提供、子育て支援者としてのボランティア活動参加促進に向けた情報提供を行う。	B	551	減少傾向にあった相談件数が、平成25年度においては増加しており、過去の水準に戻っている。より適切なコーディネーター、相談業務が出来るよう、ボランティアに関する情報の収集力を向上させる必要がある。	継続	ボランティアに関する情報を効率的に収集するネットワークを構築することや、相談員の質と量を上げることで、センターとしての機能を向上させるとともに、市民に広報していく。

★64	学園都市づくり交流 会議の運営 [企画課]	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学生団体それぞれの要望を擦り合わせ、共に活動できるように調整する「地域と大学のマッチング事業」を実施します。 	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 市民への周知を図ることに重点を置き、マッチング成立件数を高めます。 	継続	A	250	H22～H25の間で学生と地域のマッチングが22件（助成対象外を含む）行われており、年間5件程度で推移している。マッチング活動のニーズは潜在していると思われるが、申請件数の伸びが低いいため、新たなマッチングを増やしていく必要がある。	継続	事業の周知に努めるとともに、学生団体と地域団体のマッチング活動を行う本事業について、まだマッチングを行ったことがない団体のマッチングを行い、学生と地域との連携を強化する。
					地域と学生を結びきっかけづくりから交流、連携までの橋渡しを行い、地域課題の解決や地域の活性化を図る。					
★65	市民協働のまちづくり 元気・やる気応援 補助金 [地域政策課]	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金を通して、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 (初期活動支援) 設立3年未満の団体が、まちづくり活動を始めたり、活動を基盤に乗せるための支援。 (地域活動発展支援) 既に一定のまちづくり活動の実績を持つ団体が、新規事業や既存事業の拡充に着手するための支援。 (学生のまちづくり支援) 東広島市内の大学に在学中の学生が行うまちづくり活動に対する支援。 (ひとづくり支援) まちづくり活動を行っている団体やその団体の地域での活動に役に立つ研修や視察等に行くための支援。 	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を継続して行うとともに、活動内容を広く一般に公開し、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 	継続	A	6,704	平成21年度以降、毎年度20～30事業程度の取り組みを採択し、まちづくり活動の活性化が図られている。今後はこれまでの取り組み事例を市民に公開する等、より活動が活性化するよう実績を活用することが望まれている。	継続	平成26年度に、より活用が図られるよう支援枠の改正を行った。（「市民活動団体支援」「住民自治協議会支援」「学生団体支援」「人材育成支援」「連携活動支援」）今後も、多様な主体が行う地域の課題解決につながる公益的な活動に対し補助金を交付することで、市と市民との協働のまちづくりが推進されると考えられるため、引き続き制度を継続していく。
					多様な市民協働の担い手による取り組みを公募し、審査会において5つの着眼点から、より優秀な活動に対して、助成を行う。					
★66	市民活動情報サイト [地域政策課]	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体等の活動情報が集まる場として広く開放する市民活動情報サイトを開設するとともに、地域活動拠点へのパソコンの配備、ICT学生支援隊によるパソコン操作指導を実施します。 	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の活動情報が集まる場として広く開放するもので、活動情報の登録を広く呼びかけ、情報が集まり、共有、交換できる場となるよう、団体の加入促進に努めます。 	継続	A	1,536	市民相互の情報の共有・交換をより促進するため、サイトの広報・周知を図る必要がある。	継続	引き続きサイトを運営することで、市民活動団体の情報の発信・共有・交換を促進し、ICTを活用した市民活動の活性化を図る。
					市民へ広報等を活用し広くサイトへの登録を呼びかけるとともに、ICT学生支援隊による講座等を通して、市民のICT活用技術の向上に努める。					

6. 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備【環境整備】

(1) 児童虐待の防止

発生の予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化するとともに、市民への意識啓発を図り、一人ひとりがネットワークとなる協力的体制づくりに向けた取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開			
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31) における展開			
					取組内容	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)		
★67	要保護児童対策地域協議会の運営 [こども家庭課]	<ul style="list-style-type: none"> 児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期解決のため、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の機能と役割を活かして、効果的な協力関係を築き、児童虐待防止の体制整備を図ります。 	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有・連携を図るとともに、研修会の開催や地域における啓発活動の充実を推進します。 	継続	A	785	家庭環境の変化や、児童虐待の報道などによる社会的な関心により児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にある。このような中、要保護児童対策地域協議会の定期的な会議の開催によるネットワーク強化、児童虐待防止推進月間の啓発活動及び児童虐待防止講座を開催し、児童虐待の対応のみならず、児童虐待防止に向けた取り組みを積極的に実施した。	継続	児童虐待の予防、早期発見及び早期対応のために、「要保護児童対策地域協議会」におけるネットワークの連携をより深めていく必要がある。		
					指 標						実績値	評価
					虐待通告対象児童数						141人	
	虐待通告件数	66件										

68	東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画の運用 [人権推進課]	・様々な人権に関する課題の早期解消と人権のまちづくりをめざし、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。	人権推進課	・子どもが健やかでのびのびと育ち、その個性や権利が尊重され、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりのための教育・啓発に努めます。	継続	A	2,466	○人権啓発にかかわる課題は多岐にわたるため、子どもに特化したテーマを取り上げることが十分できていない。 ○平成25年度に人権に関する市民意識調査を行った結果、子どもの人権については市民のニーズが高く、今後も啓発の機会を提供していく必要がある。	継続	○一般市民・職員・企業等へ、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会の充実に努める。
				計画の推進	-					
69	人権意識の啓発 [人権推進課・職員課]	・一般市民・職員・企業等への研修を通して、子どもの人権について、啓発を行うとともに、関係機関の協力体制の構築を支援します。	人権推進課	・子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会の充実に努めます。	継続	A	2,466	○人権啓発にかかわる課題は多岐にわたるため、子どもに特化したテーマを取り上げることが十分できていない。 ○平成25年度に人権に関する市民意識調査を行った結果、子どもの人権については市民のニーズが高く、今後も啓発の機会を提供していく必要がある。	継続	○一般市民・職員・企業等へ、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための学習機会の充実に努める。
				研修会等の開催回数	3					
			研修会等の参加者数	1263						
			職員課	・様々な人権問題に関する研修会へ積極的に職員を受講させることにより、人権意識の高い組織風土づくりに取り組みます。	継続	B	103	人権問題に関する研修会については、例年各職場から一定数の参加をさせているが、研修を受講する職員を増加させることは、予算などからも難しい。このため、受講した職員が自らの職場で十分に研修効果を共有する必要がある。	継続	引き続き県内で開催される人権研修会に一定人数の職員を派遣するとともに、人権推進課と連携して「男女共同参画社会づくりセミナー」を開催することで、職場の人権意識の向上を図る。
				研修参加職員数	181人					

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談・情報提供体制の整備を進めるとともに、日常生活の支援、就業支援や経済的支援等の充実を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開	
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開	
					取組内容	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
70	母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給 [こども家庭課]	・母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練の受講のための費用を一部支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続	B	12,382	利用件数が少ないため、さらなる周知を図る必要がある。	継続	制度のチラシ作成を行い、ひとり親家庭に対する制度の窓口相談および新規申請時に周知する。また、児童扶養手当の現況届発送時にあわせて制度案内を同封し、さらなる周知を図る。
				支給件数	2件					
				就職件数	1件					
71	母子家庭高等技能訓練促進費等の支給 [こども家庭課]	・母子家庭の母が、生活の安定に資する資格の取得に必要なカリキュラムを受講する場合に、受講期間中の生活の不安を解消するため、養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費及び修了後に入学支援修了一時金を支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続	A	12,382	制度を利用して資格を取得した受給者が就職する割合は高く、安定した就労を目指すひとり親家庭に対して重要な制度である。	継続	制度のチラシ作成を行い、ひとり親家庭に対する制度の窓口相談および新規申請時に周知する。また、児童扶養手当の現況届発送時にあわせて制度案内を同封し、さらなる周知を図る。
				支給件数	10件					
				就職件数	3件					
72	母子自立支援プログラム策定員による就労支援 [こども家庭課]	・母子家庭の母に対し、個別の生活状況に沿った「母子自立支援プログラム」を作成し、公共職業安定所等と連携しながら、自立や就労を支援します。	こども家庭課	・就労意欲のある母子家庭の母親に対し、母子自立支援プログラム策定員による個別支援を実施します。	継続	A	12,382	郵送での情報提供を行い、必要な方に対しては随時個別面接や電話連絡を実施した。申込者の約半数が就職・転職することができている。	継続	ひとり親家庭は障害要因があり、ひとりで就職活動を行うことが難しい場合多く、個別の状況に沿った就職・転職の支援を継続的に行う。また、転入者は就職していない人が多いため、積極的に声掛けを行う。
				相談申込件数	43件					
				就職件数(パート等含む)	26件					
73	母子及び寡婦福祉資金の貸付 [こども家庭課]	・母子家庭・寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るため、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課	・窓口や広報等で制度周知の徹底を図り、継続して実施します。	継続	A	0 (県事業)	母子家庭の母等に対する「自立支援」に主眼をおき、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当などの各種母子家庭等の支援策に関する情報提供に加えて制度説明、申請受付業務等を行った。	拡充	母子寡婦福祉法の改正により、平成26年10月1日より父子も貸付の対象となる。
				貸付相談件数	34件					

74	ひとり親家庭等医療費公費負担 [こども家庭課]	・保健の向上と生活の安定を図るため、ひとり親家庭の母または父、児童等に対し医療費の一部を支給します。	こども家庭課	・更なる事業の周知を図り、継続して実施します。	継続		A	62,986	前年度却下者のうち年度更新の時期に再申請することを忘れている人がいるため、再申請できることについて更なる周知を図る必要がある。	継続	制度のチラシ作成を行い、窓口での相談および新規申請時に周知する。また、児童扶養手当の現況届送時にあわせて制度案内を同封し、更なる周知を図る。	
					所得税非課税のひとり親家庭世帯の医療費の補助を継続実施。制度のチラシ作成など更なる周知を図る。	受給者数 (3月末現在)						2,108
★75	児童扶養手当の支給 [こども家庭課]	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、18歳到達後3月31日までの児童がいるひとり親家庭に手当を支給します。	こども家庭課	・制度の周知を図るとともに、母子自立支援員との連携を図り自立に向けて支援体制を強化します。 ・平成22(2010)年度から父子家庭へ支給対象を拡大します。	継続		A	559,284	不正受給の発覚により現年度分戻入や過年度分返還金が生じた。過年度分返還金については、年々も返済が滞っているものがある。	継続	国の方針に従い、引き続き適正な処理を行う。また各種変更手続きが遅延なく行われるよう、必要に応じて督促を繰り返し送付するなど、周知を徹底する。	
					ひとり親家庭の児童に対して、生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給。	受給者数 (3月末現在)						1,375
76	母子生活支援施設入所措置事業 [こども家庭課]	・夫からの暴力等を受けた母子を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるために、母子生活支援施設への入所を措置し、支援します。	こども家庭課	・警察や母子生活支援施設等と連携を図りながら、夫からの暴力等を受けた母子世帯を支援していきます。	継続		A	9,736	配偶者等からの暴力に悩む方々への相談に応じるほか、必要に応じて一時保護や母子生活支援施設への措置を行うなどの支援を実施した。 DVが存在する世帯においては、児童がいる割合が高く、児童に与える影響が強いことから、児童に対する心理的虐待の増加が誘引されている。	継続	入所措置以降、母子の自立支援及び安全確保について施設と密に連携し、処遇改善について情報を共有する必要がある。	
					DV被害による母子を保護し、母子生活支援施設への入所を措置するとともに、入所者に対しては、施設と連携し継続的に自立支援を実施。	措置世帯数						4世帯
77	公営住宅への入居 [住宅課]	・公営住宅の入居のための公開抽選会において、母子家庭は、当選確率が2倍になる優遇措置を行います。	住宅課	・継続して実施します。	継続		B	0	公営住宅に入居を希望する方の応募倍率は依然として高い状態が続いており、特に一部地域に片寄りがある。	継続	ひとり親家庭支援施策の見直しにおける法改正に伴い、母子家庭への優遇措置を父子家庭にも準用するよう法整備を行う。 子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るため、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行う。	
					・公営住宅の入居のための公開抽選会において、母子家庭は、当選確率が2倍になる優遇措置を行います。	全申込人数						234
					母子世帯申込人数	49						
					母子世帯当選人数	16						

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

「東広島市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、障害がある子どもの健やかな発達や地域での安心できる生活、社会参加を支援するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、総合的な取り組みを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開			
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開			
					取組内容	実績値			評価	実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)	
★78	障害児に対する相談体制の充実 [障害福祉課]	・東広島市障害者等相談支援事業実施要綱に基づき、相談支援事業を実施します。 ・障害者ケアマネジメントの手法を用いて、福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。	障害福祉課	・総合相談窓口としての機能強化を図りながら、関係機関と連携し、生涯一貫した支援、ライフステージ移行支援システム構築を目指します。	継続		B	29,315	相談件数が増加しており、基幹センターとしての役割を明確にし、相談体制の充実を図る必要がある。 (ライフステージ移行に関する相談件数：H24年度634件、H23年度760件)	継続	基幹障害者相談センターとしての機能の見直しを図り、市内相談事業所との連携により、相談窓口としての機能強化を図る。	
					子育て・障害総合支援センターはあどふるの機能を活用し、障害児の早期療育・ライフステージ移行支援を継続して行います。	ライフステージ移行に関する相談件数						1,041
79	障害福祉サービス(居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等)の実施 [障害福祉課]	・居宅での生活をサポートする居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等を実施します。	障害福祉課	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として継続して実施するとともに、障害福祉サービス以外で長期休暇や放課後の余暇支援を他課と連携して推進します。	継続		A	169,739	受給者数の急激な増加に対し、事業所数は放課後等デイサービス1事業所が平成25年12月に増加したのみである 児童発達支援事業所 5か所 医療型児童発達支援事業所 1か所 放課後等デイサービス事業所 8か所	継続	安定して継続的に利用可能なよう、事業者に対し効果的な周知等を行い、事業所数、定員の増加を働きかける	
					児童福祉法に基づき、未就学・就学中の障害児の身近な地域で療育等の支援及び長期休暇中や放課後の訓練・居場所づくりのため、児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施します。	障害福祉サービス支給決定人数						184
					障害児通所支援支給決定人数	573						

80	補装具費の支給、日常生活用具の給付 [障害福祉課]	・身体上の障害を補い、日常生活を容易にするため補装具費の支給を行います。 ・在宅の心身障害児等の日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として補装具費及び日常生活用具を支給します。	継続	A	70,326	障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業として補装具費及び日常生活用具を支給しました。	継続	国制度に基づき継続実施
				日常生活用具（件数）	2921					
				補装具（件数）	323					
81	各種手当(障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当)の給付 [障害福祉課]	・精神または身体に重度の障害があるため日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の障害児や、保護者または養育者に手当を支給します。	障害福祉課	・広報等で制度の周知を図りながら、継続して実施します。	継続	A	92,157	各種手当（障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当）を給付します。	継続	国制度に基づき継続実施
				障害児福祉手当 受給者数（3月末現在）	140					
				重度心身障害児福祉手当 受給者数（3月末現在）	73					
				特別児童扶養手当 受給者数（3月末現在）	519					
82	福祉助成券交付（タクシー乗車助成券、紙おむつ購入助成券） [障害福祉課]	・重度の心身障害者（児）を対象に、タクシー乗車助成券及び紙おむつ購入助成券を交付します。	障害福祉課	・継続して実施します。	継続	A	43,893	タクシー乗車助成券の利用率が50%未満と低いため、利用率向上のための対策を検討した。	継続	タクシー乗車助成券について、券の利用を促進するため、H26から利用方法及び交付枚数を変更
				タクシー乗車助成券利用枚数	65961					
				紙おむつ購入助成券利用枚数	4373					
83	重度心身障害者医療費助成 [障害福祉課]	・重度の心身障害者（児）が医療機関にかかったときの医療費の自己負担金の一部について助成します。	障害福祉課	・継続して実施します。	継続	A	530,020	重度の心身障害者（児）が医療機関にかかったときの医療費の自己負担金について助成	継続	県制度に基づき継続実施
				受給者数 （3月末現在）	4159					
84	在宅重度心身障害者介護者慰労金支給 [障害福祉課]	・在宅の重度の心身障害者（児）を常に介護している介護者に慰労金を支給します。	障害福祉課	・広報等で制度の周知を図りながら、継続して実施します。	継続	A	2,920	在宅の重度心身障害児を常時介護している家族等に対し、慰労金を支給	継続	継続実施
				受給者数 （3月末現在）	143					
85	障害児余暇活動支援事業 [障害福祉課]	・障害児の放課後や長期休暇中にその年齢にふさわしい活動や経験を積み重ね、社会生活力を高めるための支援を大学生サポーターを活用して実施します。	障害福祉課	・継続して実施します。	継続	B	3,532	大学生サポーター参加者が減少傾向にあるため、受け入れ体制の検討が必要。（サポーター：H24年度392人、H25年度328人）	継続	大学生サポーター数の増加など受け入れ体制の充実を図る。
				利用件数	328					
86	児童デイサービス利用助成事業 [障害福祉課]	・利用者負担金を助成することにより児童デイサービスの利用を促進し、障害児の早期療育を推進します。	障害福祉課	・障害児の早期療育を推進することにより、地域生活の安定に大きく寄与することを踏まえ、引き続き実施するとともに、障害者自立支援法の廃止時期に合わせて、事業形態の見直しを検討します。	継続	A	4,330	児童発達支援等について利用者負担額を全額または半額助成することにより、利用を促進し、障害児に必要な指導、訓練、療育等を推進します。	廃止	補助制度創設の目的としていた制度の普及と利用促進を達成したため、平成26年度末で廃止としている。
				延べ利用件数	2093					

87	障害児施設等通園助成金交付 [障害福祉課]	・市外の障害児施設に通園する障害児の通園にかかる費用の一部を助成し早期療育を推進します。	障害福祉課	・継続して実施します。	継続 市外の難聴児発達支援施設に通園する障害児の通園にかかる費用の一部を助成 H23 要綱改正 対象施設を難聴児施設に限定 「知的障害児施設等」→「難聴幼児通園施設」 H24 要綱改正 対象施設名の変更 「難聴幼児通園施設通園」→「難聴児児童発達支援センター通所」	78	A	継続	継続実施。	
			利用者数	4						
88	保育所、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ [保育課・指導課]	・障害のある子どもと障害のない子どもができるだけにも集団生活を送るために、一人ひとりに必要な手立てを行ったうえで、障害のある子どもの健全な心身の発達を促します。	指導課	・幼稚園：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り、受入を行います。	継続 幼稚園：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り受入れ、教育補助員を計画的に配置します。	19,939	A	継続	特別な支援を要する園児の個々の能力に応じた教育を推進し、学習や生活面で自立を図っていけるよう今後も事業を継続して行う。	
			保育課	・保育所：事前に保護者と子どもの生活しやすい環境と必要な手立てを協議しながら、集団生活が可能な限り、受入を行います。	（保育所） 入所窓口において保護者より入所児の状態などを聞き取り、生活しやすい環境づくりと必要な手立てができるよう保育所と連携を実施。	34人				
				・放課後児童クラブ：保護者・学校等との連携を引き続き行い、就労要件を満たしている児童は受入を行います。	（放課後児童クラブ） 障害の有無にかかわらず保護者の就労状況等により受入れを行う。（対象小学校1年から3年生、特別支援児については6年生まで対象）	（保育所） 608 （放課後児童クラブ） 300,656	B			
			受入人数（保育所） （4月1日現在）	36						
	受入人数（放課後児童クラブ） （延人数）	104								

★89	発達障害のある子どもへの支援 [障害福祉課・こども家庭課・保育課・指導課]	発達障害のある子ども一人ひとりに幼少期から成人期まで一貫した支援ができるよう、関係課及び県発達障害者支援センター・福祉サービス提供事業所などの関係機関との連携に努めます。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害支援コーディネーターを配置し、支援ニーズの整理や支援の見立てを行うとともに、サポートファイル等、共通のアセスメントシートを活用して、関係機関で情報を共有し、連携した支援を行います。 	継続	B	6,065	障害者相談支援センターにおける発達障害に関する相談件数は増加傾向。(H21:827件→1,285件)各ライフステージにおいて適切な個別支援ができるよう人材の育成、環境整備等が必要。	拡充	関係機関が連携した支援体制の充実を図る。
				発達障害に関する相談支援件数	1285					
			こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 健診において、早期発見に努めながら、経過観察、経過観察児教室などで幼児の発達を促し、関係機関との連携によって親子の健康増進を支援します。 	継続	A	1,413	経過観察の必要な子どもは年々増加している。個別相談から療育機関の利用へつながるケースも増えている。	継続	発達障害児等の早期発見、早期対応を図るためには、療育の必要な子どもに期の利用が求められるが、利用者が多く、利用待機の状態となっている。関係機関で連携して、課題解決につなげていく必要がある。また、待機中の親子の支援についても、福祉サービス利用事業所を含め、関係機関での検討が必要である。
				健診経過観察児数	624					
				経過観察児教室(バオバオくらぶ)参加者数	494					
			保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育現場における発達障害に対して的確に対応でき、課題解決のために各施設とスムーズに連携するための核となる人材を確保するために、「保育コーディネーター」養成講座を、基幹型子育て支援センターの業務のひとつとして実施します。 	継続	A	0	近年、発達障害とされる児童が増加傾向にあることから、保育士等を対象に保育コーディネーター養成講座を実施し、市内の全保育所に、市が認定する「保育コーディネーター」を配置している。また、関係機関とも、定期的に「子育て支援者会議」等を通じて、連携を取り合っている。	継続	引き続き、保育コーディネーターを養成するとともに、関係機関との連携についても強化を図っていく。特に保育コーディネーターについては、自園にとどまらず、広く地域に進出して活動する場を設けるなど、新しい子育て支援の展開を模索していく。
				「保育コーディネーター」資格認定者数	12					
			指導課	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある幼児・児童・生徒の実態を適切に把握し、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、通常学級に在籍する障害のある幼児・児童・生徒の支援体制の充実を図ります。 	継続	C	3,742	特別支援教育サポーターの支援を受けることで、発達障害や軽度精神発達遅滞のある幼児児童生徒が、活動の見通しをもち、落ち着いて学習したり生活したりすることができている。平成25年度は配置希望61名に対して配置数42名であり、確保できるサポーターの人数が不足していたため、適切な人材確保のためには大学との連携や募集方法の改善が必要である。	継続	幼児児童生徒へ実態に応じた適切な指導・支援を行うため、H26年度も継続実施する。広島大学での募集方法の変更や他大学との連携等を行うことで、サポーターの人材確保に努め、効果的な配置ができるようにする。
				研修会の開催数	3					
				巡回相談実施回数	38					
				特別支援教育サポーター数	40					

(4) 相談・情報提供体制の充実

相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、専門的な相談から気軽に利用できる身近な相談窓口まで、利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、子育てに関する情報が、必要な家庭に確実に伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握できる情報提供体制や多様な手段による適切な情報提供を推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開	
					取組内容	評価	事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開	
									実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
90	関連する子育て相談機関の連携強化 [保育課]	子育て相談や子育て支援事業を実施している児童福祉、母子保健、学校教育等に関する庁内各課や関係機関、保育所や幼稚園等が連携を図り、相談機能の充実を図ります。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談機能の体系を整理するとともに、適切な役割分担を行いながら連携を強化します。 	継続	A	3,429	基幹型子育て支援センターでは、保育の質の向上を目的とした各種研修をはじめ、子育て支援者会議や地域機能強化連絡会議を通じて、子育て情報の収集や意見交換、近況の活動報告等をし合うなど、関係機関との連携を図りながら子育て支援の充実に取り組んでいる。	継続	引き続き、基幹型子育て支援センター主催の各種会議の開催をはじめ、東広島市子ども・子育て会議や要保護児童対策地域協議会など、他の子育て関連会議に出席することにより、子育て関係機関や団体、庁内各課との連携強化を図っていく。
				実施施設数	1					

91	子育て情報提供体制の充実 【保育課・こども家庭課】	・子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを積極的に情報提供し、すべての子育て家庭に必要な情報を得られる体制づくりを進めます。 ・インターネットをはじめとする、広報媒体を活用するとともに、ネットワーク化を図り、子育て関連情報の一元化に努めます。	保育課	・子育て・障害総合支援センター及び各子育て支援センターの子育て相談について積極的に広報します。	地域子育て支援センターの子育て相談について広報をおこなうとともに、気軽に相談できる場になるよう努めます。	継続	A	65,868	市の広報紙をはじめ、ホームページや東広島FM等を通じて、保護者への広報に努めている。近年では、産婦人科や小児科等の各医療機関に協力を依頼し、地域子育て支援センターのパンフレット等を設置させてもらうなど、保護者への周知に一定の成果をあげている。	継続	これまでの広報活動に加えて、親子のふれあいイベントや乳幼児健診などの子育て世帯が集うあらゆる機会を捉えて、広報活動の強化を図っていく。	
			こども家庭課	・子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」や子どもに関わる情報を登録会員の携帯電話へメール配信する「Kids情報送信サービス」の内容充実を図ります。	子育て支援センターの相談件数	3,293	継続	B	2,247	平成25年に実施した「子ども×子育て×夢Cafe」の参加者による提言書において、子育てガイドブックの改善提案がなされている。これを踏まえ、ガイドブックの内容について再検討の必要がある。Kids☆めるまがについては、登録会員数が微増傾向であるが、子育て世帯の認知度は高いと言えない状況にある。めるまが自体の広報・啓発を強化し、利用者にとって有用な情報提供の充実を行う必要がある。	継続	子育て情報を必要とする方に、確実かつ適切に情報提供できるよう、子育てガイドブック、Kids☆めるまがの見直し・改善を行い、市広報誌・HP等からの情報発信と合わせ、最適な子育て情報提供体制を整備する。
					子育てガイドブック配布冊数	4000						
92	子育て相談事業に関する広報・啓発の強化 【保育課・こども家庭課】	・必要の人が必要なときに相談できるよう相談事業のPRの強化を図ります。	保育課	・子育て・障害総合支援センター及び各子育て支援センターの子育て相談について積極的に広報します。	地域子育て支援センターの子育て相談について広報をおこなうとともに、気軽に相談できる場になるよう努めます。	継続	A	65,868	市の広報紙をはじめ、ホームページや東広島FM等を通じて、保護者への広報に努めている。近年では、産婦人科や小児科等の各医療機関に協力を依頼し、地域子育て支援センターのパンフレット等を設置させてもらうなど、保護者への周知に一定の成果をあげている。	継続	これまでの広報活動に加えて、親子のふれあいイベントや乳幼児健診などの子育て世帯が集うあらゆる機会を捉えて、広報活動の強化を図っていく。	
			こども家庭課	・子育てに関する各種サービス・制度を総合的に掲載した「子育てガイドブック」や子どもに関わる情報を登録会員の携帯電話へメール配信する「Kids情報送信サービス」の内容充実を図ります。	子育て支援センターの相談件数	3,293	継続	B	2,247	平成25年に実施した「子ども×子育て×夢Cafe」の参加者による提言書において、子育てガイドブックの改善提案がなされている。これを踏まえ、ガイドブックの内容について再検討の必要がある。Kids☆めるまがについては、登録会員数が微増傾向であるが、子育て世帯の認知度は高いと言えない状況にある。めるまが自体の広報・啓発を強化し、利用者にとって有用な情報提供の充実を行う必要がある。	継続	子育て情報を必要とする方に、確実かつ適切に情報提供できるよう、子育てガイドブック、Kids☆めるまがの見直し・改善を行い、市広報誌・HP等からの情報発信と合わせ、最適な子育て情報提供体制を整備する。
					子育てガイドブック配布冊数	4000						
★32※	基幹型子育て支援センターの運営 【保育課】	・地域における子育て支援の中核施設として、高度な相談機能を有する基幹型子育て支援センターを運営します。 ・本センターにおける機能として、相談業務のほか、地域子育て支援センターなど、相談機関間の連絡調整や子育て情報の一元の提供を実施します。	保育課	・子育て支援機能全体を体系的に整理するとともに、役割分担を明確にして運営します。	保育コーディネーターの養成をはじめ、保育に関する各種研修の開催や子育て情報の一元管理・提供など、保育・子育て支援に従事する側の育成強化を図った。	継続	A	3,429	保育士等の資質向上を目的とした各種研修事業の実施をはじめ、市内に17カ所（H26.4現在）ある地域子育て支援センターの指導、育成強化、さらには地域の子育てサークル・サロン等の情報のまとめ役として機能している。	継続	引き続き、地域子育て支援事業の中核的な役割を担いながら、各子育て支援団体の活動を側面的に支援していく、	
					実施施設数	1						

【各種相談業務】

★33※	地域子育て支援センターの運営 【保育課】 目標事業量：地域子育て支援拠点事業実施施設数 平成21年度 2箇所 ひろば型 2箇所 センター型 10箇所 合計 12箇所 平成26年度 11箇所 ひろば型 11箇所 センター型 3箇所 合計 14箇所	・子育て不安に対する相談・指導等、地域の子育て家庭に対する支援を行います。 ・多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、相談機能の高度化を図り、関係機関との連携をよりいっそう進めます。 ・子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に3歳未満児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供します。 ・子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。 【対象】乳幼児・保護者	保育課	・平成22（2010）年度以降の子育て支援施設の配置について検討します。また、平成23（2011）年度新設予定の保育所へ1箇所併設するとともに、保育所や認定こども園の設置に合わせて、拡充を検討します。	地域バランスを考慮し、地域子育て支援センターの適正な配置を検討する。また、公立保育所の民営化に伴い、地域子育て支援施設の設置を促進した。 ・私立保育園⇒ひろば型1施設増	拡充	A	65,868	私立保育所の協力により、地域子育て支援センターの数は年々増加しており、平成26年4月現在で17施設となっている。同様の機能を有する児童館を合わせると、市内の各町に少なくとも1施設は地域子育て拠点施設を配置したこととなり、当面の政策目標を達成するに至っている。	拡充	引き続き、各保育所に対し、地域子育て支援センターの設置を促すとともに、今後は同センターが担うべき新たな子育て支援活動として「利用者支援事業」を位置づけ、当該事業の普及を図る。 ※利用者支援事業…保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談や助言、情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業をいう。		
					【目標事業量】 実施施設（ひろば型）	11							
					【目標事業量】 実施施設（センター型）	3							
					延べ利用人数	60,421							

37※	育児相談・育児教室 【こども家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な場で、育児相談を実施します。 母と子の交流と学習を促進する場として、各地域で育児教室を開催します。 <p>【対象】 乳幼児・保護者</p>	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 育児不安を軽減するため、相談体制を見直しながら、相談窓口の拡充、内容の充実を図るよう調整を行います。 	<p>継続</p> <p>地域のニーズ等に応じて、内容を検討し、実施。 育児相談 6箇所、83回 育児教室 10箇所、58回</p> <p>育児相談参加者数 5722人 育児教室参加者数 1453人</p>	A	1,948	<p>育児相談の参加人数はH22：3,190人 H23：3,784人H24：4,370人と年々利用者は増加している。相談の場であるとともに親子が気軽に集える場としての役割も担っており、ニーズが高い事業である。</p>	継続	<p>多様化する育児不安を軽減するため、内容や会場も検討しながら、継続して実施していく。また、地域子育て支援センターと連携し開催するなど関係機関と連携しながら、重層的な支援体制を構築する。</p>
44※	心の教育ホームサポーター 【青少年育成課】	<ul style="list-style-type: none"> 学校をサポートしながら課題のある家庭を直接支援するため、心の教育総合アドバイザーとホームサポーターの訪問支援活動を行います。 地域の実践活動のコーディネートを行い、不登校や人間関係で悩む児童生徒を対象にした体験活動を開催します。 <p>【対象】 小学生・中学生・保護者</p>	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 問題行動や不登校対策において、その重要性が今後も期待されるため、充実を図ります。 	<p>継続</p> <p>家庭訪問を中心に、児童生徒及び保護者の支援を行う。フレンドスペース及び市内の小中学校に通う子どもたちを中心に1泊2日の夢・ふれあいキャンプを実施する。(心の教育総合アドバイザー等)</p> <p>児童生徒の支援(訪問、面接、関係機関連携)回数 67 ロングキャンプ参加人数 8</p>	B	6,700	<p>課題がある家庭を支援するため、家庭訪問だけに特化されているため、効果的な活用となっていない面がある。不登校児童生徒を対象とした「夢・ふれあいキャンプ」に参加した児童生徒が、夏休み後に学校復帰した者が多く、一つのきっかけとなっている。</p>	廃止	<p>平成26年度より、心のサポーターの事業にホームサポーターの機能を盛り込む。</p>
*45※	学校生活相談 【青少年育成課】	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒やいじめ等の人間関係に悩む児童生徒のため、学校へ相談員を配置するとともに、適応指導教室「フレンドスペース」を運営します。 <p>【対象】 小学生・中学生・保護者</p>	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における問題行動の増加を受け、小学校へのメンタルアドバイザーの拡充や不登校サポートセンター業務の充実を図ります。 3ヶ所に設置している適応指導教室の効果的な運営と不登校サポートセンターの機能の充実を図ります。 	<p>継続</p> <p>全中学校区にメンタルアドバイザーを派遣する。西条、豊栄、黒瀬の3ヶ所に設置しているフレンドスペースにおいて、学校と連携しながら、不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを行う。また、西条フレンドスペースに併設した不登校サポートセンターにおいて、「不登校親の会」(相談活動等を行う)。教育施設としてフレンドスペースとグリーンスポーツセンターの位置付けを明確にし、児童生徒の実態に応じた対応を行う。</p> <p>メンタルアドバイザー配置中学校数 14 適応指導教室設置箇所 3 不登校児童生徒数 122</p>	A	13,899	<p>全中学校にメンタルアドバイザーが派遣され、生徒・保護者との相談業務等を行った。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)を設置し、学校復帰を目指して児童・生徒が活動した。ほとんどの児童生徒は、1年以内に登校できるようになっている。不登校サポートセンターでは不登校で悩む保護者への相談業務を行い、家庭と一緒に、学校復帰を目指す児童生徒の後押しとなった。</p>	拡充	<p>平成26年度より、メンタルアドバイザーに変わり、心のサポーターを全小中学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談業務の充実を図る。市内3か所の適応指導教室(フレンドスペース)と保護者、学校が密な連携を図り、児童生徒の学校復帰に向けた取組を進める。</p>
93	児童青少年総合相談室の充実 【青少年育成課】	<ul style="list-style-type: none"> 児童青少年総合相談室における教育相談、カウンセラーによる相談、子育て相談及び子育て講座の充実を図ります。 補導指導員による補導指導活動及び相談活動の充実を図ります。 <p>【対象】 乳幼児・小学生・中学生・高校生・保護者</p>	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> 児童青少年総合相談室における教育相談機能及び補導指導員による補導指導活動及び相談活動の充実を図ります。 	<p>継続</p> <p>児童青少年総合相談室における教育相談、子育て相談及び子育て講座、カウンセラー、児童厚生員による相談、なお巡回教育相談は原則、児童青少年相談室で実施する。 補導指導員が児童青少年センターを拠点に、街頭補導活動実施。毎月第1火曜日に連絡協議会を開催する。</p> <p>週あたりの教育相談日数 6 月当たりの巡回相談日数 0 補導指導員人数 8</p>	A	7,360	<p>教育相談においては年間400件程度、カウンセラーの相談は年間250件程度、児童厚生員による相談は年間200件程度行われている。巡回相談は児童青少年センターでの通常相談と併せることとなった。 補導指導員による巡視は、毎週火曜日と木曜日に集中した見守り活動を行っている。</p>	継続	<p>継続して、学期期における学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行っていく。 今後も、地域の心配な青少年に対して、補導指導員による地道で継続した声かけを行っていく。</p>
94	家庭児童相談室 【こども家庭課】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員が子育てや家庭内の人間関係や家庭に関する問題、児童虐待、DV(配偶者からの暴力)などの相談に対応します。 <p>【対象】 保護者・配偶者等からの暴力被害者等</p>	こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や広報等で周知の徹底を図るとともに、健診事後教室などに派遣し、支援を必要とする家庭の支援を実施します。 	<p>継続</p> <p>児童虐待やDV相談、育成相談等児童と家庭に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を通じて、支援を実施。 子育て・障害総合支援センター(はあとる)において、週3日相談業務を実施。</p> <p>相談件数 749件</p>	A	10,700	<p>家庭を取り巻く様々な諸問題に応じ、相談件数も複雑化し増加傾向にある。 複雑多岐にわたった相談に対応するため、家庭相談員に国、県の研修会等に積極的に参加を促し、相談体制の充実に努めた。</p>	継続	<p>相談業務が多様化する中、様々な社会資源を活用する必要があるため、関係機関との連携をより強化する必要がある。</p>

(5) 子育て支援のネットワークづくり

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、個人・サークル・関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22~H25実施における課題)	今後の展開		
					実施方針		評価		事業費(千円)	子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)における展開	
					取組内容 実績値	指標				実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
95	子育てサークル・ボランティアのネットワークづくり [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> • つとひの広場など、子育てに対する負担感の緩和、仲間づくりなどに取り組む場を活用して、子育てサークル・ボランティアを育成、支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。 	保育課	<ul style="list-style-type: none"> • 地域子育て支援センターを中心にグループ作りの支援を行います。 • 基幹型子育て支援センターを中心に子育てサークルの研修会を開催するとともに、自主的な子育てサークル活動・交流などに対して側面的支援を実施。 	継続		A	3,429	基幹型子育て支援センターにおいて、子育てサークルやボランティア等の活動に係る情報を一元管理し、保護者に広く周知するほか、地域子育て支援センターとも連携を取りながら、地域保育の活性化を支援している。	継続	引き続き、基幹型子育て支援センター等の行政機関が側面的に開与、支援することによって、子育てサークル等の更なる活動を促進し、地域における保育機能の向上を図っていく。
96	子育て支援のネットワークの形成 [保育課]	<ul style="list-style-type: none"> • 大学との緊密な連携のもと、「子育て支援連絡協議会」を運営し、市全体をつつむ子育て支援ネットワークの形成を目指します。 • 本協議会の活動を通して、基幹型子育て支援センターをはじめとした子育て支援関連機関が連携強化を図るとともに、子育て支援のネットワークの専門性を高め相談機能の高度化を図るため、保育士等の資質向上に取り組みます。 	保育課	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援連絡協議会、基幹型子育て支援センターを軸として、引き続き関係機関の連携強化に努めます。 	継続		A	3,429	基幹型子育て支援センターでは、子育て支援者会議や地域機能強化連絡会議を通して、子育て情報の収集や意見交換、近況の活動報告をし合うなど、関係機関との連携を図り、子育て支援策の充実に取り組んでいる。	継続	引き続き、基幹型子育て支援センター主催の各種会議の開催をはじめ、東広島市子ども子育て会議や要保護児童対策地域協議会など、他の会議に出席することにより、子育て関係機関や団体、庁内各課との連携を図り、子育てネットワークを強化する。
*428	学校支援地域本部事業 [青少年育成課]	<ul style="list-style-type: none"> • 地域全体で学校教育を支援する体制づくりをモデル事業を通して検証していきます。 	青少年育成課	<ul style="list-style-type: none"> • モデル事業の成果と課題を検証し、これまで取り組んできた学校支援ボランティアの個々の取り組みの充実を図っていきます。 	廃止		-	-		廃止	【廃止理由】 各地域において住民自治教委議会等のそれに代わる組織ができたため。
*658	市民協働のまちづくり 元気・やる気応援補助金 [地域政策課]	<ul style="list-style-type: none"> • 市民協働のまちづくり元気・やる気応援補助金を通して、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 (初期活動支援) 設立3年未満の団体が、まちづくり活動を始めたり、活動を基盤に乗せるための支援。 (地域活動発展支援) 既に一定のまちづくり活動の実績を持つ団体が、新規事業や既存事業の拡充に着手するための支援。 (学生のまちづくり支援) 東広島市内の大学に在学中の学生が行うまちづくり活動に対する支援。 (ひとづくり支援) まちづくり活動を行っている団体やその団体の地域での活動に役に立つ研修や視察等に行くための支援。 	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業を継続して行うとともに、活動内容を広く一般に公開し、まちづくり活動団体の充実と活動の活性化を図ります。 	継続		A	6,704	平成21年度以降、毎年度20~30事業程度の取り組みを採択し、まちづくり活動の活性化が図られている。今後はこれまでの取り組み事例を市民に公開する等、より活動が活性化するよう実績を活用することが望まれている。	継続	平成26年度に、より活用が図られるよう支援枠の改正を行った。(「市民活動団体支援」「住民自治協議会支援」「学生団体支援」「人材育成支援」「連携活動支援」)今後も、多様な主体が行う地域の課題解決につながる公益的な活動に対し補助金を交付することで、市と市民との協働のまちづくりが推進されると考えられるため、引き続き制度を継続していく。
*668	市民活動情報サイト [地域政策課]	<ul style="list-style-type: none"> • 市民活動団体等の活動情報が集まる場として広く開放する市民活動情報サイトを開設するとともに、地域活動拠点へのパソコンの配備、ICT学生支援隊によるパソコン操作指導を実施します。 	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> • 市民活動団体の活動情報が集まる場として広く開放するもので、活動情報の登録を広く呼びかけ、情報が集まり、共有、交換できる場となるよう、団体の加入促進に努めます。 	継続		A	1,536	市民相互の情報の共有・交換をより促進するため、サイトの広報・周知を図る必要がある。	継続	引き続きサイトを運営することで、市民活動団体の情報の発信・共有・交換を促進し、ICTを活用した市民活動の活性化を図る。

(6) 男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女ともに、仕事と生活のバランスのとれた生活を送ることができるよう、個人、事業主を含めた社会全体において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開							
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開							
					取組内容	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)						
*108	男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進による子育てしやすい環境づくり [人権推進課・産業振興課・職員課]	・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、雇用の場等において、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点にたった制度・慣行の見直し図られ、個人が多様な生き方を選択できる社会が実現されるよう、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民への啓発を推進します。	人権推進課	・家庭生活等における男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会やセミナーなどを通じて啓発に努めます。	男女共同参画のまちづくり講座などの各種講座を開催するとともに、これから就職を控えた高校生等を対象とした、「キャリアデザイン講座」を開講する。	A	653	○幅広く市民向けの啓発活動を実施していたが、対象者とテーマを絞り込み、より啓発の効果が高まるよう見直しが必要である。 ○講座の開催にあたっての周知・広報を工夫する必要がある。	継続	○男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、国・県などの関係機関との連携のもと、企業・市民・学生へ講演会やセミナーなどを通じて啓発に努め、特に働き方の見直しが進むよう、企業等への働きかけを重点化する。						
				指標	継続											
				広報紙への特集記事の掲載回数(年度)	4											
				講演会、セミナーの開催回数	9											
				講演会、セミナーなどの参加人数	921											
				男女共同参画に関する図書コーナーの設置館数	4											
			産業振興課	・国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進します。	国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。	A	185				国・県などの関係機関との連携を図りながら、企業向けのセミナーや講演会等を開催し、啓発活動を推進した。 企業からの参加者数をいかに増やしていくかが、課題となっている。	継続	セミナー、講演会等の実施にあたっては、企業が参加しやすくなるような内容のものを開催していくとともに、あらゆる機会を通して、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくため、企業への啓発を進めていくこととする。			
				指標	継続											
				女性対象就職支援セミナー参加人数	6											
				セミナー、講演会の参加者数	73											
			職員課	・事業主として、職員に対して制度の活用を積極的に促し、制度に関する周知や啓発を行います。	特定事業主行動計画（後期計画）に基づき、制度の周知・啓発を積極的に行い、制度を活用しやすい職場づくりを行います。	B	-							平成25年度の部分休業取得者数、育児短時間勤務職員数は、平成22年度（10人、11人）と比較するとそれぞれ増加しているものの、一昨年度（15人、20人）からは減少していることから、さらなる制度周知の必要がある。	継続	制度を必要とする職員が利用できるよう、これまでの取組みを強化し、あらゆる機会を通じて本人、所属長への周知を行っていく。
				指標	継続											
部分休業取得者数	11人															
	育児短時間勤務職員数	15人														

(7) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭を含むすべての地域の人が快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

No	具体的な取り組み	内容	担当課	方針	H25			事業実施の現状と課題 (H22～H25実施における課題)	今後の展開	
					実施方針		事業費(千円)		子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)における展開	
					取組内容	評価			実施方針	事業展開の方向性(拡充・廃止等の理由)
97	東広島市移動円滑化基本構想 [都市計画課]	・駅（八本松駅、西条駅、西高屋駅）を中心とした重点整備地区内における駅、道路等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課	・西条駅（自由通路、駅舎橋上化、北側駅前広場整備）、バス車両、道路のバリアフリー化を推進します。	西条駅南北線（自由通路）の整備及びJR駅舎橋上化、北側駅前広場整備	A	820,152	・西条駅南北線（自由通路）、駅舎橋上化及び北側駅前広場整備は平成26年12月の完成予定である。 ・西高屋駅南側の駅前広場及び南北自由通路の整備は、県事業との調整を行ってきた。今後、JRと協議が必要である。	継続	現基本構想は目標年次が平成22年となっているが、西高屋駅は未着手であり、今後も継続して取組む必要がある。 なお、市駅については空港関連整備事業により、バリアフリー化に向けた工事に着手する。また、寺家新駅についても、バリアフリーを考慮した設計が予定されている。
98	子育て、子育てバリアフリーの推進 [子ども家庭課]	・公共施設等への授乳施設の設置など、子育て支援施設の充実を推進するとともに、意識面等においても子どもがのびのびと育っていく環境づくりに向けた意識啓発・普及を図ります。	子ども家庭課	・子育て支援施設の充実の推進及び子育てバリアフリーに関する意識啓発・普及について、関係機関とともに広がりのある啓発活動を図っていくことができるよう検討していきます。	・子育て支援施設の充実の推進及び子育てバリアフリーに関する意識啓発・普及について、関係機関とともに普及・啓発を図る。	B	-	平成24年度の新庁舎移転の際、関係課と連携し、本館2階に授乳室（洗面台、おむつ替えヘビシートを配備）を設置するとともに、各階の身障者用トイレ内にベビーチェアを各1台（計10台）設置するなど、子育て、子育てバリアフリーの推進に努めた。	継続	引き続き、県のイクちゃんサービス推進事業とも連携しながら、子どもがのびのびと育っていく環境づくりに向けた意識啓発・普及を図る。

99	子育て世代向け住宅の賃貸（ひだまりハウス） [保育課]	・15歳以下の子どものいる家庭に対し義務教育終了時まで、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住の促進を図るため、良質な賃貸住宅を提供します。	保育課	・義務教育終了までの児童のいる子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することにより、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住促進を図り、地域の活性化と福祉増進を推進します。	継続 15歳以下の子どものいる家庭に対し、その子が18歳到達後まで、引き続き良質な賃貸住宅を提供するとともに、空室解消に努めた。	C	7,758	入居率が低い状態が続いているため、利用の促進を図る必要がある。	継続	入居者募集広報の促進や家賃の見直しを行い、入居率を改善し、子育て世代の定住促進を図る。
100	安全教育の推進 [青少年育成課・指導課]	・各小中学校において、児童を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室や犯罪防止教室を開催します。	青少年育成課	・子どもたち一人ひとりの安全・安心を守るために、非行防止教室や防犯教室をスクールガード・リーダーや安全ボランティア等との連携のもと、全小・中学校および全幼稚園において継続的に推進していきます。	継続 非行防止教室・防犯教室・施設安全点検等を全小中学校で実施する。中学校区での対応。安全ボランティアとの連携など地域の安全意識の高揚を図る。	A	566	スクールガードリーダーを講師として各学校等において犯罪防止等に関する指導を行ってきた。専門的な見地から適切な指導が行われており、市内における問題行動の件数は減少傾向にあり、効果は上がっている。	継続	従来通り
				指導課	・各学校の主要行事の1つとして、交通安全教室を全学校で実施します。	児童生徒の安全指導の充実を図るために、交通安全教室を実施する。	A	0	各学校において、交通安全教室が実施された。交通事故が撲滅されるよう引き続き啓発していく必要がある。	継続
101	交通安全運動 [危機管理課]	・交通安全の年間重点の実現に向けた推進事項を効果的に推進し、市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。	危機管理課	・幅広い団体と連携を図りながら、有効な交通安全運動活動を実施し、安全で安心できる交通社会を目指します。	継続 春・夏・秋・年末の各交通安全運動期間中に出発式及び市内2～4箇所で開催活動を実施し、チラシ・啓発物品を配布する。	C	507	市内の交通事故死者数はH21以降減少傾向で推移していたが、H25に前年比増となった。第9次東広島市交通安全計画において目標に掲げている、「年間死者数を9人以下」とするため、関係機関と連携しハード・ソフト両面から対策を図っていく必要がある。	継続	交通安全調整会議を通じハード面の対策を検討している。自転車マナーアップキャンペーンや高齢者参加型交通安全教室を通じ交通安全意識の向上を図る。
				交通事故死者数	10人（H25.1～H25.12）	交通事故発生件数	10件（H25.1～H25.12）			
102	交通安全教室 [危機管理課]	・通学時の歩行や自転車の乗り方などについて啓発するため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所や自治会等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣します。	危機管理課	・全市民的にニーズに応じた効果的な指導を継続して実施します。	継続 要望のあった保育所・幼稚園・小・中学校などに交通指導員を派遣し、交通安全教室を開催する。	A	196	公立の全保育所・幼稚園・小学校・中学校に対して通知を行い、実施している。	継続	園児、児童、生徒に対し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を指導し、正しい交通ルールとマナーの定着を図る。
				交通安全教室開催回数	66回	交通安全教室参加数	8089人			
103	防犯灯の設置 [危機管理課]	・防犯灯の明かりにより、犯罪を未然に防止するとともに、夕暮れ時や日没後に道路通行者の安全を確保するため、設置基準に基づき、地元要望に応え整備を進めます。	危機管理課	・市民が安全・安心を実感できる犯罪の起こりにくい環境づくりを目指し、整備を進めます。	継続 設置基準を『隣接する市の防犯灯から100m以上離れており、自動点滅器内蔵型のLEDタイプの防犯灯』とし、設置費補助金・通学路整備・特定防衛施設周辺整備調整交付金の3つの事業による整備する。	A	2,992	市内約14,000基の防犯灯（蛍光灯）をH24年度からLED化するを進めており、H26.3末現在7,804基交換を行った。木柱に設置されている防犯灯について、腐食等により転倒の恐れがあるため、既存の電柱への移設や鋼管柱への建替えを行っている必要がある。	継続	木柱に設置されている防犯灯について、腐食等により転倒の恐れがあるため、既存の電柱への移設や鋼管柱への建替えを検討する。
104	子どもの安全確保 [青少年育成課]	・防犯ブザー、防犯マップ、子ども110番の家、自主的パトロール用グッズの活用等を通して、子どもたちの安全確保を積極的に進めるとともに、地域で子どもたちを守るという意識を高めます。	青少年育成課	・子どもたち一人ひとりの安全・安心を守るために、継続的に推進します。	継続 子ども安全対策会議を中心に、不審者等の犯罪から子どもたちを守る取り組みの充実を図る。学校安全ボランティア登録（目標登録人数：H28年度までに1万人）を広く呼びかけ、地域で子どもたちを守る意識の高揚を図る。学校安全ボランティア講習会を年2回実施し、見守り活動の充実を図る。	B	579	地域ぐるみで子どもたちの安全・安心を確保する上で、重要な意味合いを持っている。地域の方々の協力体制も充実してきており、今後も継続していきたい。また、ボランティア数の増加をめざし、より多くの目で対応できるようにしていくことが肝要である。	継続	従来通り
				学校安全ボランティア登録数(約)	7,400	不審者出没情報件数	31			
105	通学路の安全確保 [教育総務課]	・通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	教育総務課	・通学路の安全確保について、今後とも学校や関係機関との連携を密にし、継続的に推進します。	継続 「通学路安全検討会議」及び「危険箇所等の合同点検」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。	A	-	・「通学路安全検討会議」において、学校と関係機関との2者間で直接協議を実施するため、学校が隣接した内容と関係機関が回答した内容との協議結果に相違が生じ、集計において修正が必要になる。	継続	・通学路の安全確保について、今後とも学校や関係機関との連携を密にし、「通学路安全検討会議」及び「危険箇所等の合同点検」を開催し、継続的に危険箇所等の改善を図ります。また、通学路交通安全プログラムの策定を検討しており、対策箇所に位置付けることにより通学路に指定している歩道等整備の進展に役立てる。